

221
263

農學士 月田藤三郎著

行政
指針
産業組合法提要
全

發行所
警眼社

037608-000-8

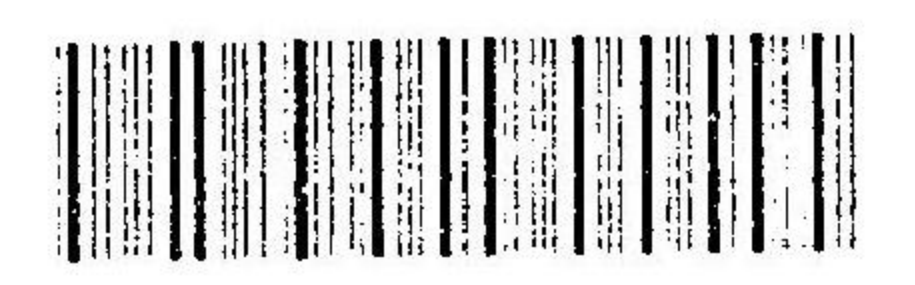
特15-862

産業組合法提要 (行政指針)

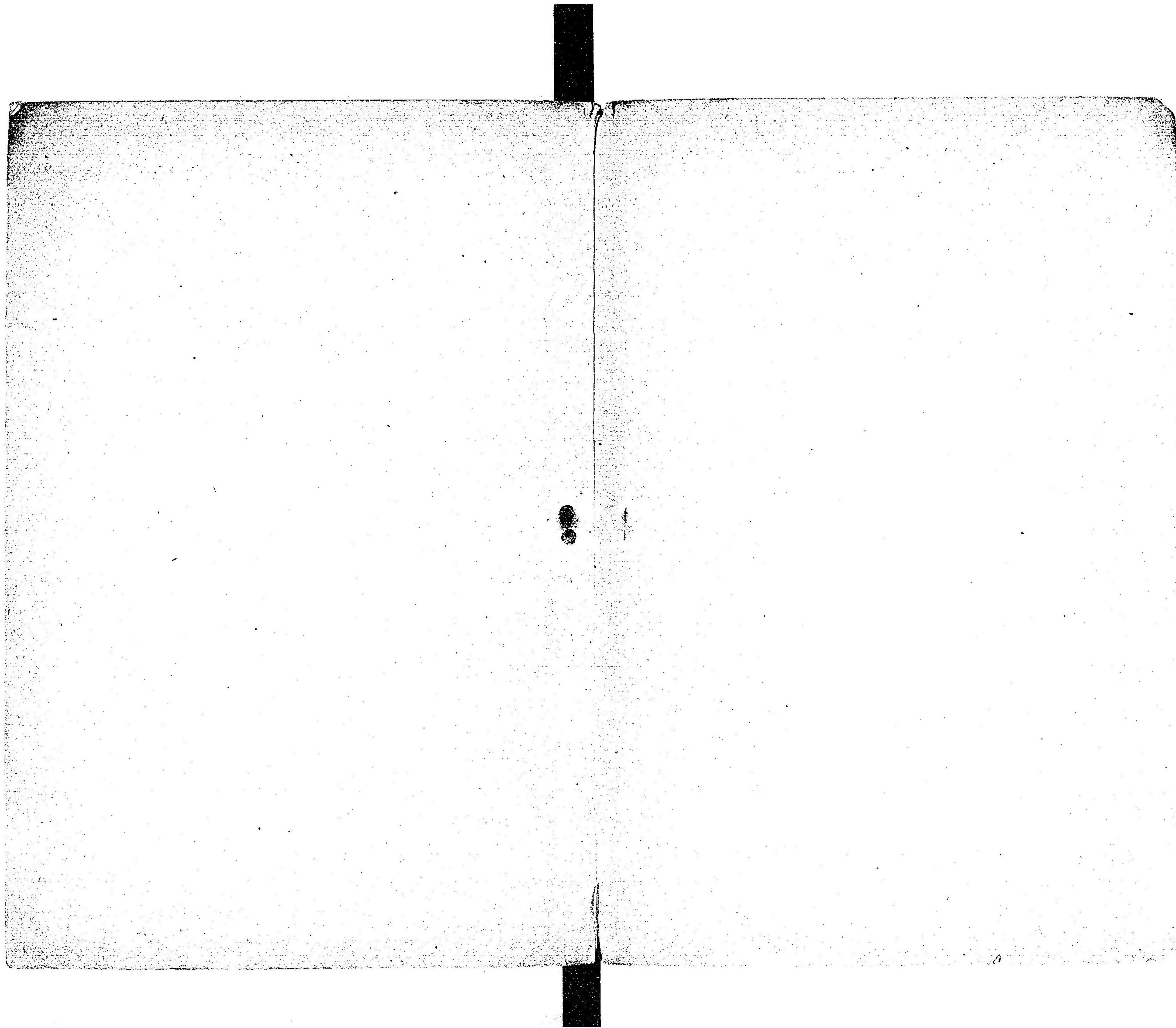
月田 藤三郎/著

M35

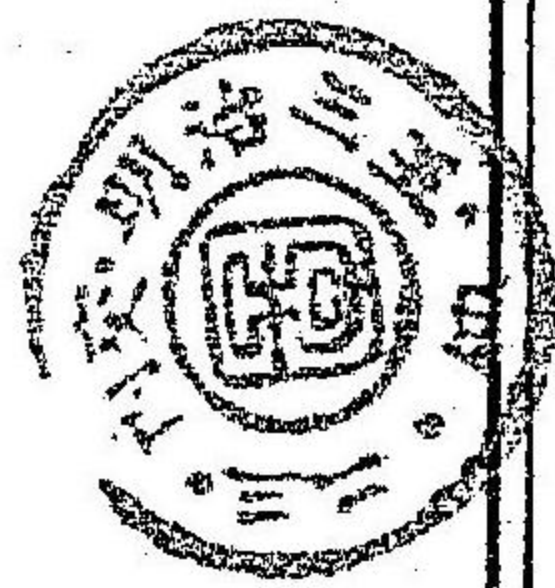
BBU-0224



特
8



農學士 月田藤三郎著

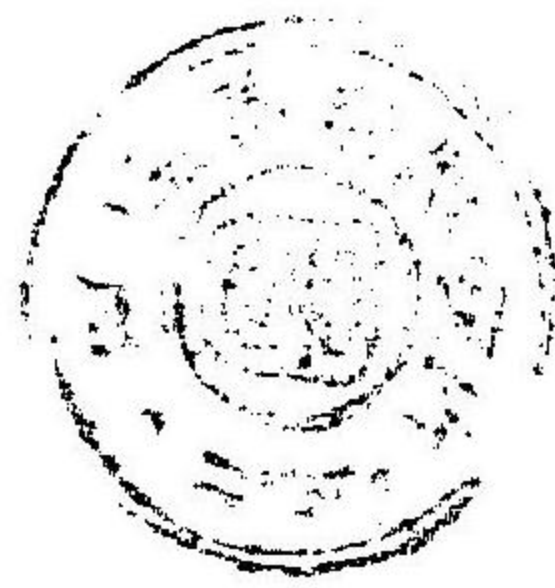


行政產業組合合法提要

全

發行所

警眼社



行政
指針 産業組合法提要目次

第一 産業組合の性質	一頁
第二 産業組合の效益	五
第三 産業組合の沿革	六
第四 産業組合設立の手續	七
第五 設立者の注意すべき事項	一六
第六 組合管理者の注意すべき事項	二八
第七 組合員の注意すべき事項	四〇
第八 外國に於ける産業組合	四一
第九 本邦の産業組合	四七
關係法令	
産業組合法	七一
産業組合法施行期日の件	九二
産業組合法施行規則	九二
北海道に於て農業者の設立する産業組合に関する件	九五

北海道に於て農業者の設立する産業組合に關する勅令施行期日の件……………九七

北海道に於て農業者の設立する産業組合に關する施行規程……………九七

農工銀行法抄……………九九

産業組合登記取扱手續……………一〇〇

産業組合登記簿の謄本又は抄本の交付の請求等に關する手数料の件……………一二三

産業組合登記を取扱ふ登記所の件……………一二四

有限責任購買組合模範定款……………一二一

有限責任販賣組合模範定款……………一二七

無限責任生産組合模範定款……………一三四

行政 産業組合法提要目次 畢

行政 産業組合法提要

農學士 月田藤三郎述

中産以下の産業者をして、低利の資本の供給を得せしめ、其の他産業上共同の利益を、保護進捗せしむるの方法を設くるは、國富の基本を涵養するに於て、一日も忽にすべからざるの施設たり、加之、農業者農工及拓殖銀行の設備既に成ると雖も、未だ中産以下の産業者に利する所を乏し、依て此等の社會に對人信用を主とする、各種の組合を設立せしめ、勤儉貯蓄の美風を養成せしむると共に、經濟上の發達を企圖せしむるの途を啓き、以て國家及國家經濟の基礎を、鞏固ならしめむことを期すとは、政府が産業組合法案を帝國議會に提出したる所以の理由なり

夫れ中産以下の産業者は、尙に本邦産業者の中堅なり、請ふ試に農に就て之を見んか、現實に農業經營の衝に當るものは、尤大なる農地を領有する地主にあらすして、他人の土地を賃借する小作人、又は掌大の地を所有し之を耕作する自作者なり、此等の者は資本に依りて、衣食するを謂はんよりは、寧ろ自己労働の賃銀に倚り、生計を營むものと謂ふの優れるを見る、更に工商の方面に之を見るも、薄資を以て小規模に事業を經營する者は、其主要なる部分を占め、然かも細農と徑庭なき實情に在ること、亦た争ふべからざるの事實なり、況んや晩近工業の發達は、多數無資の民人を驅て労働に従

緒論

一

特 15
862

事せしむ、而して此等のものは常に生活の困難を訴へつゝあるに於てをや、産業界の主腦たる中産以下産業者の現況斯の如し、之に向て産業の發展を究め、国力充實の目的を達せんとする空望たる論なしと雖も、之を現況に放任するは偶々以て、社會上恐るべき事ならずんはあらざるなり

惟ふに封建制度の撤去は、地方割據的産業の保護政策を打破し去れり、急激なる物質的文明の輸入は、産業經營上の劣者をして益々劣者たらしめたり、此故に土地兼併せられ、勞働者は不遇に泣くの慘狀を呈せり、統計の示すところに依れば、地主が納税義務者たる地租に於ては、滞納處分を執行せらるゝもの、員數は、一年に減少すと雖も、零碎なる税源を求めて賦課せらるゝ、地方税に於ては、日に月に其増加するを見る、以て社會の下層に在る者の困苦、漸く激しからんとするの一端を知るへし、夫れ然り國富の淵源たる中産以下産業者の救済は、實に刻下國政の要務なりと謂ふへし、即ち隣保協同して茲に信用主體を形成し、資金の供給事業經營の利便を圖るの機關となすは、此中産以下産業者の實狀に、最も適切なる施設なりと謂ふへし、産業組合法の制定せられたる所以のもの豈偶然ならんや

第一 産業組合の性質

中産以下産業者の最も憾とするところは、資産に乏しく信用薄きを以て、資産豊かなる産業者と争ふ能はず、常に之に屈服するの止むを得ざるにあり、産業組合は即ち此種の産業者を協同せしめ、其信用を合一して以て、大資本家と拮抗するに足るの能力

を得せしめたるものなり、而して此集合體には之に法人の資格を附與し、定款に定まりたる目的の範圍内に於ては、自然人の如く權利を有し義務を負ふを得せしめ、以て其自由活动を爲すに適せしめたり

産業組合設立の目的は、組合員の産業及經濟の發達を圖るにあり、故に營利の性質を帶ふること素より言を俟たずと雖も、商會社の如き純粹營利を目的とするものとは、頗る其趣を異にす、何となれば商會社に於ては、會社の利益を大ならしめ、從て株主に可成丈多額の配當をなさんことを望むと雖も、産業組合は組合其もの、利益は、其主眼とするところにあらず、直接組合員に利便を與ふるを以て足れりと爲すなり、剰餘金の分配に制限を設け、組合事業の範圍を組合員に限るか如き、其憑徴として見るへし、要するに産業組合は營利を目的とするか如くして、必らずしも然からず、故に商會社の如きものと、公益を目的とする法人との中間に位する、一種の團體なりと謂ふを適當と爲すへし、産業組合に所得税及營業税の賦課を免し、登録税は公益法人のものに據らしむるか如きもの、亦法が其特種の性質を、認めたるものと爲して不可なかるへし、産業組合の事業は、對人信用を基礎とするか故に、組合員の人格に頗る重きを措く、即ち組合員死亡するときは、當然脱退するものとし、其權利義務を相續せしむることを得せしめず、又持分の讓渡は組合の承諾を要し、讓受人の組合員たるは、全く加入の例に依らしむ

産業組合には、尙ほ幾多特種の性質として見るべきものあり、例之は出資一口の最高金額を定めて小資産者の加入に便し、組合員の數を限定するを禁して、組合に依りて

利便を享受せんとするものは、何人も之を拒むを得ざらしめ、一組合員の有し得べき出資口数を制限し、組合員の出資口数に多少あるも、仍公平等の議決権を有せしめ、以て資産に基く權勢の影響を防ぎたるか如し、是れ皆産業組合の如き特種の目的を有する、組合に必要な條件にして、中産以下産業者の現状を救済するの機關に缺くべからざるものなりとす

茲に一言せざるべからざるは、民法に依る公益法人とし、報徳社なるもの設立せられたるもの多きこと是なり、報徳社の事業は産業組合殊に信用組合の事業に類似し、漠然之れを見るときは、殆んど區別し能はざるもの、如きを以て、世間或は惑なきにあらず、然れども精く之れを比較せば、兩者の混すべからざるを發見すべし、抑、報徳社は二宮尊徳の遺訓に則り、報徳勸善の道を講し、世道人心を益せんとするを以て主眼とするものにして、産業組合の如く經濟機關たらんとするものにあらず、其事業として行ふものには、或は資金の貸付又は貯金の便宜を得せしむるものあるも、是れ其の目的を貫徹せんとする、一の方便に過ぎざるなり、報徳社に在りては毎月例會を開き、報徳の道義を講究し、農商工業改良の方法を談話演説し、互ひに分度を守り、業務に勤勉するを勸奨し、勸業教育土木救恤慈善等の爲めに、相當の寄附を行ふか如きは、其の事業の主たるものとす、又た報徳社に於ては、産業組合の準備金に當るべき土臺金あり、出資とも稱すべき善種金なきにあらず、然れども社員は、之等の金額に對する權利を有せず、社員は退社の場合と雖も、之れか分配を請求するを得ず、唯た社員たるの間に於て社則に依り、之を利用するの權利を有するに過ぎず、故に社員の社の財

産に對する權利に於ても、産業組合と著るしき差異あり、之れを要するに産業組合は組合員の經濟機關にして、報徳社は社員の德行を勸むるを以て、目的とするものにして、兩者其根底に於て著大なる相違あるものと謂ふべし

第二 産業組合の效益

産業組合の效益中、主要なるものを摘録すれば、凡そ左の如し

- 一 經濟上隣保相助くるの親和團結を養成し、又た多數の經濟上の景狀を改良し、以て自治の精神を鞏固ならしむ
- 二 産業組合の剩す利金は、地方營業者の手中に存するか故に、地方の金融を圓滑にし、有害なる經濟上の變動に抵抗して、地方經濟の獨立を保全し、都會射利の徒をして、地方經濟を蹂躪せしむることなからしむ
- 三 中産以下産業者の有する資金は寔に尠なきなり、而かも組合に之れを集合せば、以て組合事業經營の基礎とあすべし、即ち組合に依りて資本の活用を圖るを得べし
- 四 産業組合の設立に依る親和團結は、組合員相互の矯正扶助の力を大ならしむべし、故に勤儉と勉強とは、組合に依りて大いに助成せらるべし
- 五 信用組合は善く低利の資金を供給す、何となれば組合は銀行の如く、自らの利益を主眼とすることなく、從て組合員に剩餘金の多額の、分配を爲すことを要せざればなり
- 六 資本の潤澤なる供給を得るは、富者の専有なるを常とするも、組合の設立に依りて

資産に乏しき者も亦之れを得へし、即ち信用經濟を普及するの結果となるへし。七組合の設立なきときは、物品の購買又販賣に於て、常に中間者の爲めに不當の利益を占めらるゝも、組合あらば中間者に依るを要せざるを以て、組合員は當然得らるべき利益は、缺くるところなく之を得へし。八細農小農は利益の觀念常に薄し、故に産業改良を企つるの志尠なし、然るに組合の設立は百事組合なるものより打算するに至り、個人として少額なる利も、組合員總體より見て其大なるを知り、改良事業に熱中するに至るへし。

第三 産業組合法の沿革

産業組合と謂は、人必ず當年の故品川子爵を想起すへし、子爵夙に本邦産業者の主腦たる、小農小商工の徒か封建打破の餘勢に驅られ、憐むべき苦境に陥れるを慨し、新社會に適應すべき新組織を創設し、産業者を苦境に救ひ、産業の發達を期せんとする志あり、或は著書に依りて其所見を發表し、或は信用組合の設立を勸奨し、頗る勗むるところあり、明治二十四年内務大臣の職に就くや、先づ信用組合法案九章七十八條を起草し、第二回帝國議會に提出せり、然るに同議會は不幸解散の厄に遭ひ、遂に議決に至らざりし。爾來農商務省は、中産以下の産業者の經濟機關の設備たる、洵に焦眉の急にあらざるを認め、鋭意講究するところあり、故品川子爵の案に依り信用組合に加ふるに、左の四種の組合を以てし。

一購買組合 組合員所要の農工業用品料を纏買して、組合員に頒つを目的とするもの

二製産組合 組合員共同して農工業産物を、製産するを目的とするもの

三使用組合 組合員共同して農工業用器具を、使用するを目的とするもの

四販賣組合 組合員共同して各自所産の農工業産物を、販賣するを目的とするもの

産業組合法案と題して、明治三十年第十一回帝國議會貴族院に提出したり、同院に於ては之を特別委員に附託し、特別委員會に於ては慎重なる討究の後、修正を施したるに及ばずして止り、開期既に満了を告げ、再び議下に及ばずして止り

政府は更に幾多の講究を遂げ、千八百八十九年五月一日制定發布せられたる、獨乙産業及經濟組合法を參酌し、且つ新に制定せられたる法典の條項を查察し、去る三十年の法案に一大修正を加へて、之を明治三十二年第十四議會に提出したるに、大多數の以て兩院を通過し、明治三十三年三月法律第三十四號として發布せられ、次て勅令を以て、同年九月一日より施行すること定められたり、是れ即ち現行産業組合法にして、故品川子爵始めて信用組合法案の制定を企劃してより、茲に十年漸く其遺志の貫徹を見たるなり

第四 産業組合設立の手續

第一 産業組合の設立者(産業組合法(第七條參照)は定款(産業組合法(第九條參照))を協議決定し、之を第一號書式

産業組合設立の手續

産業組合設立の手續

八

の申請書に添附して、主たる事務所所在地の地方長官に差出し(産業組合法施行規則第十七條參照)、組合設立の許可を請ふへし(産業組合法第八條參照) (第一號書式)

産業組合設立許可申請書

今般産業組合法に依り、責任、信用組合設立致度に就ては御許可相成度別冊定款相添へ此段申請候也

年 月 日

設	設	設	設	設	設
立	立	立	立	立	立
住	住	住	住	住	住
者	者	者	者	者	者
何	何	何	何	何	何
某	某	某	某	某	某
印	印	印	印	印	印

何府縣知事何 某殿 設立者 何 某 印

右に依りて地方長官より、組合設立の許可を得たるときは、組合は茲に設立せられたるものにして、設立者は最初の組合員と爲るなり、即ち組合は遲滞なく各組合員をして、出資の第一回拂込を爲さしむへし(産業組合法第十二條參照)
第二 地方長官より組合設立の許可を受くるも、未だ之れを以て第三者に對抗することを得ざる(産業組合法第十六條、民法第四十五條第二項參照)なり、故に各組合員の出資の第一回の拂込ありたるときは、二週間内に各事務所の所在地に於て、第二號書式に依る申請書に、法令の規定に従ひ添附すべき書類を添へて、登記所に差出し登記を爲すへし(産業組合法第十三條、第五條第一項及第二項、第七十九條、第八十一條、第八十八條、非訟事件手續法第四百九條、第四百五十五條、産業組合法登記取扱手續第五條乃至第七條、第十四條、不動産登記法施行細則第三十八條、第三十九條、商業登記取扱手續第六條、第七條、第十四條、登録税法第六條第三項、明治三十三年司法省令第二十四號參照)

(第二號書式)

産業組合設立登記申請

登記の目的及其事由

一 目的

組合員に産業に必要な資金を貸付し及び貯金の便宜を得せしむること

一 名 稱

産業組合設立の手續

九

産業組合設立の手續

一 責任、信用組合

一 組織

一 事務所

何府縣何郡市何町村何番地

一出資一口の金額

金 何 圓

一出資拂込の方法

第一回拂込後は剩餘金より拂込に充つるもの、外組合員は毎月末金何錢つ、拂込

むこと

一 存立時期

何 箇 年

一 設立許可の年月日

明治何年何月何日

一 理事の氏名住所

何府縣何郡市何町村何番地

同

同

上 上

何 何 何

某 某 某

一 監事の氏名住所

何府縣何郡市何町村何番地

同

何 何

某 某

一 登記の目的

産業組合設立登記

一 登記の事由

産業組合設立に付登記を申請す

一 登記税

金 何 圓

右登記相成度別紙目録の書類添附此段申請候也

年 月 日

何府縣何郡市何町村何番地

何

某

印

、責任、信用組合理事

何

某

印

同

何

某

印

同

何

某

印

、責任、信用組合監事

何

某

印

同

何

某

印

同

何

某

印

上

何

二

某

産業組合設立の手續

何區裁判所御中

産業組合設立登記添附書類目録

- 一定 款
 - 一 地方長官設立許可書謄本
 - 一 組合員名簿
 - 一 理事及監事の資格を證する書面
 - 一 理事及監事の資格を證する書面 (備考)
- 右の外各組合員の出資口數及保證責任組合の各組合員の保證金額を證する書面を添附すへし

冊通 冊通 冊通

設立登記申請と共に裁判所に差出すへし組合員名簿は、第三號書式に依り調製すへし

(産業組合法第十五條第二項、産業組合登記取扱手續第五條及第六條参照)

(第三號書式)

表紙(厚紙)の表面

責任、信用組合員名簿

表紙裏面

此紙數表紙を除き何枚

申請人署名捺印

一	組合員住所の氏名	何府縣何郡市何町村何番地 何	某
二	組合員の出資口數及び出資各口の取得年月日	何口 出資第何號より第何號まで 明治何年何月何日取得	
三	拂込みたる金額及び其拂込の年月日	金何圓 出資第何號より第何號まで 壹口に付金何圓 明治何年何月何日拂込	
四	保證金額	金何圓 出資第何號より第何號まで 壹口に付金何圓	

産業組合設立の手續

丁

一三

豫	備

(組合事務所)に備ふる組合員名簿に於ては豫備欄を二段に別ち各變更欄となすを便なりとす)

組合登記を爲したるときは、第四號書式に依り、地方長官に届出へし、斯くして全く組合設立の手續を終るなり(産業組合法施行規則第十六條及第十七條參照)
(第四號書式)

産業組合設立登記済届

登記したる事項

一 目的

組合員に産業に必要な資金を貸付し及び貯金の便宜を得せしむること

一 名稱

、責任、信用組合

一 組織

、責任

一 事務所

何府縣何郡市何町村何番地

一 出資一口の金額

金何圓

一 出資拂込の方法

第一回拂込後は剩餘金より拂込に充つるもの、外組合員は毎月末金何錢つ、拂込むこと

一 存立時期

何箇年

一 設立許可の年月日

明治何年何月何日

一 理事の氏名住所

何府縣何郡市何町村何番地

同

同

同

上上

何何何
某某某

一 監事の氏名住所

何府縣何郡市何町村何番地
同上

何 某
何 某

前記の事項明治何年何月何日登記簿に付此段及御届候也

年 月 日

何府縣何郡市何町村何番地

、責任、信用組合

何府縣何郡市何町村何番地

組合理事長 何 某

何府縣知事何 某殿

第五 設立者の注意すべき事項

産業組合設立者の最も注意すべきは、適切なる組合を設立することとなり、産業組合法に準據して、設立することを得べき組合は四種あり(産業組合法第一條第一項參照)、刻下の中産以下産業者の實況に於ては、何れの組合か必要ならざらん、然れども事自ら緩急あり、設立者たる者は須らく地方産業者の實情に鑑み、其の最も急を要するものを選んで設立せざるべからず、若し夫れ徒らに設立者たる虚名を貪らんとし、或は役員たるの地位を得んか爲め、組合を設立するか如きあらば、其弊の迨ふところ測るべからざるものあるべし。

次に設立者の注意せざるべからざるものは定款なり、夫れ定款は組合の憲法にして、其條規の正鵠を得ると否とは、組合事業の成否の因て繫る所なり、故に設立者は周到なる調査と、慎重なる考慮とを以て、組合員たるべき産業者の事情と、組合事業の執行とに、最も適切緊要なる定款を作成すべきなり

定款の規定には、法令上其規定を爲すを必要とするもの(産業組合法第九條、第五十二條)と、之れを規定するに否とは隨意なるもの(産業組合法第二十六條但書、第三十八條但書、第三十六條但書、法第七十四條)とあり、今之等の事項に付き、聊か説明を加へて設立者の參考に資せん

第一、目的 産業組合法第一條第一項各號に依り、設立せんとする組合の目的を記載すべし、而して此目的の記載に就きては、左の數項に注意すべきなり

- (一) 信用組合に在りては資金の貸付と、貯金の引受とは共に之れを爲すべく、其一を缺くを許さざることを(産業組合法第一條參照)
- (二) 販賣組合には目的を異にする、三種の組合あること(産業組合法第一條參照)
 - 一 組合員の生産したる物に、加工して賣却するもの
 - 二 組合員の生産したる物に、加工せずして賣却するもの
 - 三 組合員の生産したる物に、加工し又は加工せずして賣却するもの
- (三) 購買組合にも目的を異にする、三種の組合あること(産業組合法第一條參照)
 - 一 産業に必要な物を購買して、之を組合員に賣却するもの
 - 二 生計に必要な物を購買して、之を組合員に賣却するもの
 - 三 産業及生計に必要な物を購買して、之を組合員に賣却するもの

(四)生産組合にも亦た目的を異にする、三種の組合あること(産業組合法第一條 第一項第四號參照)

- 一 組合員の生産したる物に、加工するもの
- 二 組合員をして産業に必要な物を、使用せしむるもの
- 三 組合員の生産したる物に加工し、又は組合員をして産業に必要な物を使用せしむるもの

尙ほ信用組合を除く以外の(産業組合法第一條第二項參照)組合の事業は、互ひに相兼ねることを妨げざるか故に、一の組合にして前記の目的の、數者を兼ね行ふことを得べきなり、例之組合員の生産したる物に加工して賣却し、産業又は生計に必要な物を購買して、之を組合員に賣却し及び組合員をして、産業に必要な物を使用せしむるを以て、目的と爲すか如し

第二、名稱 名稱中に 組合の組織と目的とを示すへき、文字を用らへき(産業組合法第四條第一項參照)ものなるか故に、有限責任明治村購買組合、無限責任勤儉信用組合、保證責任生産組合勸業社等の如き名稱と爲すへきなり、但し他人が登記したる名稱は、同市町村内に於ては、之を稱することを得ざる(産業組合法第五條、商法第十九條、第二十條參照)

第三、組織 産業組合の組織に三種の別あり(産業組合法第二條參照)、外部に對し厚き信用を保つは、無限責任の組織に若くものなし、故に信用組合の如き其區域に制限あるもの(産業組合法第二項參照)、及び區域の狭小ある他の組合に於ては、無限責任の組織を採用するを適當なりとす、然れども區域廣潤にして、組合員相互に其人格及資産等を知悉することなきものにありては、此組織を取るは往往にして危険なきにあらず、故に此場合に於ては

便宜有限責任、又は保證責任の組織を採るべきなり、但購買組合、生産組合、信用組合の三種にありては、無限責任の組織と爲すときは、農工銀行より無抵當にて、資金の借入を爲すを得へければ(農工銀行法第七條ノ二參照)、組織を定むる場合に此點に考慮するを要す、保證責任組合に於ける、各組合員の保證金額に關しては、法令上何等の制限なしと雖も、其の金額は各組合員の分に應せしめざるへからず、若し貧困者にして多額の保證を爲すか如きことあらば、保證金額を定むるの必要何れにあるやを知るに苦むへし、普通の實例に依れば、保證金額は出資金額を標準として定むるなり、是れ寧ろ相當と謂ふへし、蓋し多額の出資を爲し得る者は、又た多額の責任を負擔するに足るへければなり、此場合には之を定額中に掲ぐるを便なりとす、例之各組合員の保證金額は、出資金額と同額とすとするか如し、又た保證金額を定むるに各組合員の納税の多寡、或は府縣稅戶別割負擔の等級に應ずること、し、又たは新たに加入の申込を爲したる時、理事申込人と協議の上資産信用に適ふ、相當の額に定むること、するか如き、何れも略々公平に且つ適當に、保證金額を定むるの方法なりとす

第四、事務所 組合に數箇の事務所あるときは、總て茲に其位置を記載すべきなり、而して組合の住所は、其主たる事務所の所在地に在るものとす(産業組合法第三條參照)

第五、出資一口の金額 出資一口の金額は、各口に差等あるへからず(産業組合法第一條第十一條參照)、而して産業組合は中産以下産業者を以て、組合員とするか故に資産に乏しき者も、亦た加入するを得せしむるを、組合の精神に適ふたるものとす、故に極めて多額の資本を要する事業を行ふ等、特別の理由あるもの、外、一口の金額は五十圓以下に定むべきなり

(産業組合法施行規則第一條參照) 徒らに出資一口の金額を大にするは、産業組合法第十條の規定に、違背するの結果を來すべし

第六、出資拂込の方法 出資は組合より之れを見れば、事業執行上缺くべからざる資金なり、又た之れを組合員より見れば、一種の強制的貯金なり、故に組合員の事情の許す限り、速かに之れを拂込を終らしめざるべからず、即ち拂込の方法も此方針に依り規定するを要す

出資拂込の方法は、組合設立當時の組合員の場合と、其後新たに加入する組合員の場合との二に分たるべし、先づ第一の場合より説かん

出資の第一回の拂込の金額は、必らず定款に規定するを要す(産業組合法第九條) 而して其の額は出資一口の金額の十分の一以上ならざるべからず(産業組合法施行規則第六條參照) 其の之れを拂込むは組合設立許可ありたる後可成速かにすべきあり(産業組合法第十二條參照) 其後の拂込金額及時期は、組合員の事情に應じ相當に規定すべし、日日拂込むを便とせば毎日拂込むこととし、農家の如く一定の時期に限り、收入あるものには其時期に拂込むこととし、又た一時に全額を拂込むこととする等便宜規定すべし、更に拂込の方法には、此數者の何れに依るも組合員の選むところに、任するの規定を爲すも妨なきなり、然れども此の如き規定を爲すときは、組合員各員が組合財産に對する權利に差等を生じ、計算上紛雜を來すことあるを忍ばざるべからず、拂込の時期は何れの方法に依るとするも、組合存立時期の二分の一、又は三分の一を超へざる期間に拂込を終るか如く、拂込時期に於ける金額を定むるは、組合の爲め必要とするなり

新たに加入する組合員の出資拂込方法は、最初の組合員と同様ならしむるを普通とす、唯た其第一回の拂込時期は、組合が加入を承諾したる時に於てするを異なれりとするのみ、然れども此方法に依るときは、最初の組合員と漸次新たに加入する組合員との、拂込済出資額に差異を生じ、組合員個個に權利の相違を來し、萬事不便なるを免れず、故に之れを避けんとせば、新たに加入する組合員には、加入當時に於て即ち第一回の拂込として、現在組合員が既に拂込みたる、金額と同様の金額を拂込せしむるの規定とあすべし、而して其金額大にして一時に拂込を爲すに適せざるときは、相當の利息を徴して實際の拂込を、猶豫するの便法を採るべきなり

出資は前述の方法に依りて、拂込する、外又た剩餘金より拂込するものあり(産業組合法第四十三條參照) 此金額は組合員が定款の規定に依り、拂込むべき金額中に加ふるも、又た其外となすも隨意なりと雖も、出資の拂込済の速かならんことを尊ぶか故に、定款の規定に依り組合員の現實に拂込む金額の外として、拂込するものも爲すを穩當なりとす

第七、剩餘金の分配 一事業年度の總益金より、總損金を控除したる差額は即ち剩餘金なり、剩餘金は組合に前年度より繰越したる損失ありたるときは、之れを填補したる、後にあらざれば分配することを得ず(産業組合法第四十四條) 而して剩餘金を分配するには、先づ準備金に積立つ(産業組合法第四十六條參照) へき金額を取り、後組合員に配當し、又た其一部は之れを翌年度に繰越すべきなり、故に定款には準備金に積立つべき、金額及び組合員に配當すべき歩合(産業組合法第四十四條第二項) を規定せば足る、産業組合は組合の存

在に依り、直接組合員の産業及び経済に利するを、主眼とするか故に持分又は出資に對する、配當は多からんことを望むべからず、寧ろ配當に節減を加へて、準備金を増して組合の基礎を鞏固にし、更に特別資金を作りて、事業執行の便を圖るべきなり

第八、損失の分配 組合の損失は通常の場合に於ては、之れを翌年に繰越し、又は準備金を以て填補すべし、故に損失を分配する場合あるなし、其之あるは組合破産の場合に限る、此故に損失の分配は、有限责任の組合に在りては必要あらざるあり、無限責任又は保證責任の組合に在りては、組合員の損失を分配すべき歩合は、民法第四百二十七條の規定に依り平等なるべきなり、然れども各組合員は既に組合財産に對し、平等ならざる權利を有したる以上は、損失の負擔にも亦た差等あるべきの理あり、故に定款に於て適當の標準を設けざるべからず、其標準は出資額に依るものとするを最も正當とすべし、何となれば出資額は組合員か、組合に依り受けたる利益の比例數と稱するも、大なる誤なればなり、又た損失分配の規定は、産業組合法第五十六條及び第五十七條の、脱退したる組合員の場合にも、同様に適用せらるべき規定を要す

第九、準備金に關する規定 準備金の額及び其の積立の方法は法令の制限(産業組合法第五十六條、同法施行規則第三條)を守り、可成多額に且つ速かに、積立てを終るの規定を爲すべし、然れども徒らに多額の規定を爲し、存立時期満了に至るも、尙ほ其額に達せざるか如きあらば寧ろ滑稽に類すべし

組合員か定款の規定に違背したるに依り、徴收したる過怠金の如きは、組合事業より生ずる當然の利益にあらず、故に之れを準備金に加ふるの規定を爲すは、當を得たるものなるべし

第十、組合員の資格 産業組合は生計に必要な物を購買して、之れを組合員に賣却することを、目的とする購買組合を除くの外は、組合員たる者は必らず産業を営む者ならざるべからざるなり、而して其他の資格に就きては法令上何等の制限なし、故に定款は隨意之れを規定することを得べし、唯だ組合員の新加入を拒絶するか如き、規定を設くることを、避けざるべからず

資格に關して注意を要するは、組合の區域なり、區域は信用組合に就ては法律上制限あり(産業組合法第九條第二項參照)、故に之れを超脱するを得ずと雖も、其他の組合に於ては、如何に之れを定むるも不可なく、又は全く其規定を缺くも妨なし、然れども組合員の資格を定むる點より、區域を定むるを便とする場合尠ならず、例之は某村又は某郡を以て組合の區域とし、此區域内に於て産業を営む者に限り、組合員たることを得るの規定を設くるか如きは、寧ろ實際に適合したるものなりと謂ふべし

第十一、組合員の加入脱退 何人とも雖も定款に定めたる資格を有し、組合に加入を申込み、組合之れに承諾を與ふるときは、即ち組合員たるなり、定款に於ては此場合の手續を規定すべきなり、無限責任組合に在りては、新加入は總組合員の承諾を要す(産業組合法第九條)と雖も、其他の組合に在りては定款の規定を以て、總會の承諾に依り又は理事の承諾に依り、加入を許すべしとすも自由なり

産業組合に在りては、組合員の死亡は法定の脱退なり(産業組合法第五十一條參照)、故に相続人と雖も其持分を承継することを得ず、相続人か組合員たるとするときは、新加入の手續

に依るべきなり、然れども定款の規定に依り、此新加入者に被相続人の権利義務を承継したるものと、同様の結果を得せしむる爲め、死亡者の持分の拂戻(産業組合法第五十三條参照)と、其相續人の出資及び加入金の拂込の手續を、省略するは妨なきなり

新加入者よりは加入金を徴するを通常とす、加入金は單に手数料として徴收するあり、又た新舊組員間の権利の懸隔を、救済せんか爲めにするあり、前者の場合に在りては極めて、少額にして又た平等なるへしと雖も、後者の場合に在りては、加入者の加入の時期に依り、加入金の額に相違あるへし、故に定款に於て加入金の額に關する、規定を置くを必要とす、然かも其額は豫め定款に之れを規定することを得ず、定款には其額を算定するに足るべき、方法を掲ぐべきなり

組員の脱退は、持分を盡く譲渡したる場合(産業組合法第十條第一項参照)、及び法定の事由に依る脱退(産業組合法第九十條参照)の場合に限る、法定の脱退事由中除名に關しては、定款に之を定むべきなり(産業組合法第九十條第一項参照)、而して除名の事由として定款に規定すべきこと、凡そ左の如くにて可なるへし

(一) 組員たるの義務を履行せざるべき

(二) 組合の事業を妨害したるとき

(三) 組合員たるの信用を失ひたるべき

除名の處分は總會の決議に依り、其組合員に之れを通知するに依り、初めて効果を生ずるものなり(産業組合法第五十條第二項参照)

任意の脱退には豫告を要す、而して其豫告の期間は、定款に於て法定の期間に延長を爲すことを得(産業組合法第五十條第一項参照)

第十二、事業の執行に關する規定 之れは定款の規定中極めて重要なるものなり、蓋し組合事業の成否は、其規定の當を得たるに否とに繋るもの頗る大なればなり、然れども定款に於ては、必要なる規定の總てを網羅すること蓋し困難なり、故に其大綱に止め、小節に至りては總會、或は寧ろ理事の規定すべき細則に譲るを適切なりとす

一信用組合 貸付に付きては、組合員の貸付の要求は正當ありや否や、要求したる金額は過大に非ざるかを調査し、又た理事貸付の金額を定むるに當りては、信用程度表の示すところに、準據すべき義務を負はしむること、貸付の年限は如何、利率の最高限は何程とし、貸付には擔保を徴すべきや否や等の規定を設け、貯金に付きては一回に貯金することを得べき金額の、最下利率利息を元本に組込むの時期を規定し、又た必要あるときは組合員をして、強對的に貯金を爲さしむるの條項を設け、或は貯金の拂戻要求に對しては、其金額の多少に應じ、相當の猶豫期間を置くか如き、規定を爲すべきなり

二販賣組合 此組合に於ては少なくとも、左の數項に關し規定することを要す

組合は如何なる物品を取扱ふか

組合が取扱ふ物品は、先づ組合員より購入して之れを他に賣却するか、將た組合は單に組合員の委託に依り、賣却の任に當るに過ぎざるか

組合は組合員の物品を購入するものとせば、其品質及數量の査定其價格の決定は、如

何にして爲すべきか委託に依るものとせば、賣上代金の決定及其交附は、如何なる方法に依るべきか、委託物品の危険の負擔は如何

委託販賣に於ける歩合金、及び組合か加工を行ふ場合の手數料に關する規定

三購買組合に在りても先の取扱物品を定むるを必要とす、而して此の組合に於ては

専ら、左の如き規定を爲すの要あり

組合か組合員の爲めに物品を購入するは、組合員の注文に依るか、將た組合か組合員の

需要を豫想して購入を爲すべきか、注文に依るものとせば其手續は如何

組合員か物品を引取る手續、及び危険の負擔に關する規定

物品の價格は時時の市價に依るか、或は組合か購入したる原價に、相當の手數料を加

へたるものと爲すべきか、其代價の徴收の手續は如何

組合か物品保管の爲め倉庫を要し、又たは物品賣却の爲め店舗を構ふるの、必要あり

とせば之れに關する規定

四生産組合に於ては

組合に於て行ふ加工の種類、及び組合員の使用に供する物の名稱

組合員に對し加工を行ひ、又は組合員をして物を使用せしむるに當り、制限を設くる

の必要あらは其制限

加工の要求又は使用の手續

加工料又は使用料

等に關し相當の規定を爲すを要すへし

要するに、組合事業の執行に關し必要なる規定の綱領は、茲に之れを掲ぐべきなり、

尙ほ事業年度の如き亦た之れか規定を逸すべからず(産業組合法第四十七條同)

第十三、存立時期又は解散の事由 此二者は之れを定めざるも妨なしと雖も、定めたる

ときは定款に記載すべきなり、嘗て存立時期を千日と定めたる組合あるを聞けり、然

れども此の如くんば組合設立の効果は、未だ之れを見るに迨はずして、存立時期は既

に満了するの奇態を現出すへし、故に存立時期は少なくとも、十年以上に之れを定むる

を相當とすへし、而して解散の事由は、産業組合法第六十二條に之れを規定せらる、其

茲に規定すべきは、同條第一項第一號に該當するものなり

定款に規定すべき必要事項は、略、上説の如しと雖も尙ほ附加すべきものあり、即ち組

合設立當時の役員及び總會に關する規定是れなり

夫れ組合役員を選任は、總會に於て之れを爲すを要す(産業組合法第二十、五條第二項參照)、而して總會は

通常の場合に於て理事、特別の場合に於て監事之を招集す(産業組合法第三十二條民法第六十

第四號參照)るものなるか故に、組合設立の當時總會の招集者なきときは當りては、何んそ

總會を開きて理事監事を選任するを得ん、之れを以て設立者は定款を作成するに際し、

産業組合法第二十五條第二項但書の規定に依り、豫め役員を互選して定款中に之を規

定するを要す

總會に關して規定すべき必要なる事項は、總會の招集、開會、會議、議決等に關する

ものなりと雖も、法令に規定せられたるもの多し、(産業組合法第二十八條、第三十二條民法

第三十四條民法第五十九條第四號産業組合法第三十六條乃、第六十條第六十一條第一項、産業組合法

至第三十八條民法第六十二條、第六十四條、第六十六條參照)、故に定款に於ては招集の方法、議長の選

任、議事録の作成、議事細則等に關する規定を設くべきなり
組合の設立者既に定款を作成し、之れを差出して設立の許可を得たるときは、茲に設
立者は其職務を終り、組合は理事に依り管理せらるゝなり

第六 組合管理者の注意すべき事項

組合を監理するは理事なり、即ち理事は法令及び定款の規定並に總會の決議に従ひ、
組合を代表して總て其事務を行ふ(産業組合法第三十二條、第五十二條)
理事其職務を行ふに當りては、公平誠實にして組合の目的たる事業の効果を擧げ、組合
員に大なる利益を興ふるを以て常に其心とせざるべからず、獨乙國に於て最も偉大な
る利益を示したる、産業組合設立の鼻祖ライフアイゼン氏か、組合にして適任者を得
る能はされは、寧ろ組合を設立せざるの勝れるに若かすと道破せられたる一語は、産業
組合の理事たる者の、深く服膺せざるべからざるものなり
理事は組合の事業の適當なる執行に依り、物質的に組合員を利益するを以て、其能事
と爲すべからず、組合員の道義を進め親和協同の觀念を、涵養することを努めざるべ
からず
今理事が法令の規定に依り行はざるべからざる、常務に就き述ふるところあるべし
(一)理事は組合設立の許可ありたるときは、遲滞なく組合員をして出資の第一回の拂込
を爲さしめて後、設立の登記を爲し且つ其旨地方長官に届出つべきこと上説の如し
(二)理事は定款及總會の決議録を、各事務所に備へ置き且組合員名簿を、主たる事務所

に備へ置き、組合員及組合の債権者の請求あるときは、之れに閱覽せしむべきものと
す(産業組合法第二十九條參照)
(三)理事は毎年一回以上通常總會を開き、又た必要あるときは、臨時總會を招集すべき
なり(産業組合法第三十二條、第六十條、第六十一條、第六十二條參照)
理事通常總會を招集するに當りては、左記の書式に依り調製したる書類を監事に提出
し、且つ之れを主たる事務所に備へ、組合員及び組合の債権者の閱覽に供すべし(産業
組合法第三十條參照)
(第五號書式)

財産目録

種類	摘要	金額
貸付金證	何十通	
預金證	何通	
國債證	何圓	
地方債證	何圓	
地所券	何坪	
地所券	何圓	
建物	何棟	
什器	何點	
金庫外		
摘要		金額

組合管理者の注意すべき事項

組合管理者の注意すべき事項

金 銀 在 高
合 計

(第六號書式)

明治何年度貸借對照表

貸 付 金	預 金	國 債 證 券	地 方 債 證 券	地 所 物	建 築 物	拂 込 未 済 出 資 金	什 器	何 物	金 銀 在 高	合 計
貯 蓄 金	借 入 金	出 資 金	積 立 金	本 年 度 剩 餘 金	合 計	負 債 金	借 入 金	出 資 金	現 在 金	額

(第七號書式)

明治何年度事業報告書(産業組合法施行規則第八條參照)

組合員の數及出資口數の異動

本組合本年度間に於ける組合員の數及ひ出資口數の異動は左の如し

人 員	出 資 口 數	人 員	出 資 口 數	人 員	出 資 口 數
本 年 度 加 入 者	本 年 度 脱 退 者	現 在	出 資 口 數	出 資 口 數	出 資 口 數

本年度内に於て組合員より拂込みたる出資額及ひ剩餘金より拂込に充てたる金額は左の如し

種 別	利 餘 金 を 以 て 出 資 の 拂 込 に 充 て た る 金 高	組 合 員 の 拂 込 た る 金 高	計
前 年 度 繰 越 拂 込 高			
本 年 度 繰 込 高			
合 計			

借入金及其償還

借 入 先	前 年 度 越 高	本 年 度 借 入 高	本 年 度 償 還 高	差 引 現 在 高
農 工 銀 行				
何 銀 行				

組合管理者の注意すべき事項

組合管理者の注意すべき事項

三三

何	_____
合 計	_____
準備金及積立金	
本年度の終りに於ける準備金及積立金の額は左の如し	
法定準備金	_____
特別積立金	_____
合 計	_____

總會の決議

(本項は通常總會又は臨時總會に於て決議又は認定せし財産目録、貸借對照表、事業報告書、剩餘金處分案、役員の選舉借入金及一組合員に貸付し得べき、最高金額其他定款變更に關する件等の要領を記載すへし)

事業の狀況

(本項は信用組合に在りては、貸付貯金事業の繁閑、資金需要供給並に運用の狀況及組合より、資金の供給を受けて計畫或は擴張したる事業の效果、企業の景況等を記載し、販賣組合に在りては、事業の盛衰繁閑生産物の販賣、取引供給の景況を記載し、其他の購買組合生産組合に在りては、前記の例に準して事業の狀況を記載すへし)

貸付金及償還金

種 別	前年度越高	本年度貸付高	合 計	本年度償還高	差引現貸付高
年 賦 貸 付	_____	_____	_____	_____	_____
定 期 貸 付	_____	_____	_____	_____	_____
合 計	_____	_____	_____	_____	_____

貯 金

種 別	前年度越高	本年度預り高	合 計	本年度拂戻高	差引現預り高
貯 金	_____	_____	_____	_____	_____
定 期 預 金	_____	_____	_____	_____	_____
合 計	_____	_____	_____	_____	_____

貸付金及貯金利率

種 別	最 高	最 低	平 均
年 賦 貸 付 金 年 利	_____	_____	_____
定 期 貸 付 金 年 利	_____	_____	_____
貯 金 年 利	_____	_____	_____
定 期 預 金 年 利	_____	_____	_____

組合管理者の注意すべき事項

三三

組合管理者の注意すべき事項

三四

(右の三項は信用組合の例を示したるものなり、其他の組合に在りては之れに準じて記載すへし、假りに購買組合に就ての例を示せば左の如し)

物品の購買

物 品	前年度越 高		本年度購買高		本年度賣却高		現 在 高	
	數	價 額	數	價 額	數	價 額	數	價 額
肥 料								
農 具								
種 子								
鹽 何								
合 計								

組合員の職業別の數及出資口數

職 業 別	人 員	出 資 口 數
農 業		
工 業		
商 業		
合 計		

何 業

(本項に於ては組合員の職業は極めて精細に記述すへし、雜業として種種の職業を包含せしむるか如きは宜しからず)

保證金額

本組合の現保證金總額は金何圓にして組合員の出資一口に付保證金金何圓なり

處務の要件

(本項には行政官廳への認可申請届、報告、官廳の検査、命令、登記、總會の開會、役員の変更、事務所の新設、廢止、移轉其他處務の緊要なるものを掲記すへし)

(第八號書式)

剩餘金處分案

一金何圓	當年度總益金
一金何圓	當年度總損金
差引	當年度剩餘金
金何圓	準 備 金
此の處分左の如し	持分分配金
金何圓	
金何圓(即年何利の割)	

組合管理者の注意すべき事項

三五

金何圓

特別積立金

前記の書類は監事の意見書と共に、之れを總會に提出して其承認を求むべし(産業組合法第三十條)尙ほ信用組合の場合に於ては、理事は毎年通常總會に借入金^の最高限度及組合員に貸付すべき最高限度に關する議案を提出して其決議を求むべきなり(産業組合法施行規則第九條參照)總會の上説のものに付き承認を與へ、又は其決議を爲したるときは、理事は承認したる書類を地方長官に差出し、又た決議したる事項を報告すべし(産業組合法施行規則第七條、第九條參照)總會に於ては特別の場合の外、理事議長となりて議事を整理し且つ決議録を作成すべしなり

四總會に於て定款變更の決議を爲したるときは、理事は左の書式に依り地方長官の認可を受くべし(産業組合法第三十九條參照)

(第九號書式)

定款變更認可申請書

變更事項

定款

第何條、
とありしを

第何條、
と變更す

右明治何年何月何日臨時總會に於て變更の決議仕候間御認可相成度此段申請候也

明治何年何月何日

何府縣何郡市何町村何番地

責任、信用組合

何府縣何郡市何町村何番地

組合長理事 何 某

何府縣知事宛

(五)定款變更の結果其他何等の原因に依るも、尙も登記したる事項に變更を來したるときは、二週間内^に其變更の登記を爲すべし、組合員名簿の記載に變更ありたるとき亦た同し(産業組合法第十四條第二項、第十五條第二項參照)、即ち左に其一二の例を示さん

(第十號書式)

産業組合登記變更申請書

一 登記の目的

理事及監事の氏名住所の變更

一 登記の事由

理事何某監事何某は何れも明治何年何月何日満期退任

何府縣何郡市何町村何番地

理事 何 某

何府縣何郡市何町村何番地

監事 何 某

右明治何年何月何日組合總會の選任に依り明治何年何月何日新任

一登録税

金 何 圓

右變更登記相成度別紙總會の決議録謄本及理事の資格を證する書面相添へ此段申請候也

明治何年何月何日

何府縣何郡市何町村何番地

、責任、信用組合

何府縣何郡市何町村何番地

理事 何 某

何區裁判所御中

(第十一號書式)

産業組合組合員名簿記載事項變更申請書

一登記の目的

産業組合組合員名簿記載事項中變更

一登記の事由

組合員何府縣何郡市何町村何番地何某出資第何號より第何號まで一口に付金何拾

錢計金何圓明治何年何月何日拂込

一登録税

金 何 圓

右第何冊第何丁中記載事項變更相成度出資拂込書及理事の資格を證する書面相添へ此段申請候也

明治何年何月何日

何府縣何郡市何町村何番地

、責任、信用組合

何府縣何郡市何町村何番地

理事 何 某

何區裁判所御中

事務所の新設、移轉其他登記事項の變更及組合員名簿の記載の申請は、理事一名の申請にて足る

（産業組合法第八十二條）出資一口の金額又は組合員の責任の減少の登記は、理事及監事の全員の申請を要す

（産業組合法第八十六條參照）之等の登記の申請書には相當の添附書類をも要するなり

（産業組合法第八十二條）總て組合に於て登記を爲したるときは、遲滞なく之れを地方長官に届出つることを要す

（産業組合法施行規）（則第十六條參照）

六理事は常に組合の目的を遂行するか爲め、周到なる注意を加へざるへからず、信用組合の如き組合員に貸付したる金銭は、苟も浪費せらるることなく、盡く産業の發達の爲めに使用せらるゝや否やは、嚴に之れを監視せざるへからず、其他の組合に在りて

組合管理者の注意すべき事項

三九

も少しにても利益ある方法は、之れを採用するに吝ならざることを努めざるべからず、斯くして組合員を戒飾して、組合設立の効果を空しからざらしむべし、若し組合員にして組合の成立に妨害ありと認めらるるものは、定款の規定に従ひて之れを除名し、以て組合の安全を計らざるべからず、不幸組合が多額の債務を負ひ、組合財産を以て之れを完済するを得ざるの、状況に在ることを發見するあらば、直ちに組合破産の宣告を裁判所に請求して、以て債権者を保護するの途を講ぜざるべからず（産業組合法第六十條參照）、是れ理事の將に力むべきところなり、理事の職務は概ね右の如し、而して組合に於ては監事なる者は亦た極めて重要な機關たり、蓋し理事が組合を代表して、其業務を執行すると、監事が總會を代表して理事の業務執行の状況を監査して、過なからしむることとは、組合の安全なる存在上區別すべからざるものなり、即ち其職務は産業組合法第三十條第三十一條第三十四條及第三十五條に掲げられたる如し、要するに監事なるものは、理事監督の地位に在るものにして其職責たる頗る重し、故に理事其他組合の事務員と、相兼ねるか如きは法の禁するところなり（産業組合法第三十三條參照）

第七 組合員の注意すべき事項

産業組合の組合員は、自己の産業の經營及經濟の發達の爲めに、存分に組合を活用して其利益を享受することを期すべし、彼の株式會社の株主が株式に對する配當の、多からんことをのみ希望するか如くなるべからず、若し夫れ多額の純益を見ることあらば、持分に對する分配に多くせんより、寧ろ準備金又は特別積立金として積立て、以て組

合の基礎を鞏固にし、其信用を擴充すべきなり

役員としては公平誠實にして、洵に信頼するに足るべき人物を選任し、組合員猥りに其爲すところを制肘すべからざるなり、役員の解任總會招集の請求（産業組合法第二十三條參照）の如き、組合員當然の權利なりと雖も、之れを濫用するか如きは、組合の圓滿なる發達を望む所以にあらす

組合員は同心協力以て組合事業の遂行を圖り、又た常に相扶持し相矯正して、以て其産業及經濟の發達を期すべし、蓋し産業組合に於ては各組合員及組合員と組合とは、極めて密接の關係を有するか故に、一組合員の行爲も直ちに全組合員に其影響を及ぼすべしなり

組合員は常に自己の信用を能く保持し、又た苟も組合事業の妨害たるか如き行爲あるべからず、何れの組合に在りても其設立の當初にありては、組合員は幾多の誘惑に遭遇するを常とす、例之日用品を購買する組合に對しては、其組合の設立に依り顧客を失ふ小賣商人か、一時極めて廉價に物品の供給を爲さむことを、組合員に申出づるか如し、此の如き場合に於ても組合員は一時の少利に眩惑せらるることなく、斷然此甘言を排し組合事業の發達を圖るべきなり

第八 外國に於ける産業組合

外國に於ける共同信用組織の創始は、久しき以前に在りて雖も、其の偉大なる效益を示し、漸く世人の耳目を聳動したるは第十九世紀の中葉にあり、即ちライプツァイゼン

及シユルツエの兩氏か、佛國革命の餘波を受けて、悲況に沈淪せる獨乙國民の慘狀を坐視するに忍びず、千八百四十九年及同五十年に各特種の信用組合を組織したるの時にあり、此兩種組合の驚くべき成功は、世人をして組合組織の缺くべからざる所以を悟らしめ、ラ氏又はシ氏の主義に基く組合は到る處に勃興し、從て一般組合の發達を助成し以て今日の盛況を呈せしめたり、既に千八百九十五年に於ては、英京倫敦に萬國共同事業會議第一回の催あり、各國屈指の實業者之れに參集して、組合の擴充の爲め盡すところあり、爾來同會議は回を重ねること四回に及へり、東歐の一小獨立國セルビヤの如きも、亦同會議に委員を參列せしめたり、以て外國に於て組合組織の如何に重要視せらるるかを知るへし、今最近の統計に依り、各國産業組合の狀況の概要を陳へん

(一)英國 千八百九十六年現在組合は左の如し、

組合數	組合員數
消費組合	一、四五三
生産組合	一、三七八、〇三六
供給組合	二五九
雜組合	三八、六三七
乳業組合聯合會	七四、〇三九
農業組合聯合會	二九二
英國卸賣組合(消費)	四〇
英國卸賣組合(生産)	一、〇四四

英國卸賣組合(生産)

信用組合

(二)白耳義 千八百九十六年に於ける一年間二万圓以上の、販賣高を有する消費組合の數は七十九、其一年間の販賣高は七百十三万圓、又同年に於ける生産組合の數は二十一、其取引高は三十万圓、同年に於ける各種農業組合の主なもの、數は三十一、其取引高五百二十七万圓にして、其翌九十七年一月に於ける信用組合の總數は二十、其組合員數一万三千三百四十一人、前年度間の取引高一億二千三百六十六万圓、同貸附高二千六百九十七万圓、同貯金受入高四百六十九万圓なりと謂ふ

三佛蘭西 千八百九十六年に於ける一年間二万圓以上の、販賣高を有する消費組合の數百四十五、其組合員數十万九千九百人、其一年間の販賣高千九百七十六万圓、同年度に於ける生産組合の數百六十六、内百七組合の一年間取引高五百七十七万圓なり

同國には十の農業組合地方聯合會及之れに屬せざる、農業組合三百五十六あり

信用組合聯合會に屬する組合の數は、千八百九十七年に於て五百八十一なり、其内千八百九十六年に於ける三百十七組合の調査に依れば、組合員數は千六百四十八人、收入四十七万圓支出四十五万圓、年末現在貸附口二千五百一其金額三十六万圓なり

(四)奧太利 同國の調査は充分ならざるも、千八百九十六年に於ては左の如し

消費組合

組合數	組合員數
一四一	八一、八二五

外國に於ける産業組合

外國に於ける産業組合

生産組合
信用組合
原料供給組合
倉庫組合
乳業組合

一四
一二二
二四二
二四

四四
三九九
五三、五八六
一三〇
一七六
二四四

尙ほ同國にはシ氏主義の組合最も多し、即ち同年末には信用組合七百三、消費組合三百二十四其他の組合二百九十四あり
五) 匈牙利 同國の調査も亦た不充分なりと雖も、千八百九十六年に於ける匈國信用組合中央聯合會に屬する組合は三百五十、組合員數十四万八千四百七十六にして、千八百九十五年に於けるラ氏主義組合聯合會に屬する組合は

組合數

組合員數

信用組合
葡萄栽培者組合
農具購買組合

五七
二五
二

三、四八〇
三二九
二九
三、八三八

(六) 以太利 千八百九十六年末現在諸組合の數は左の如し

消費組合
信用組合の内人民銀行等
同 農業信用組合

一、〇一二
七五四
六六七

建築組合

七九

乳業組合

四〇〇

勞働者組合(生産組合の一種)

四九二

生産(工業的)及び雜組合

三六八

合計

三、七七二

消費組合の内一年間二万圓以上の販賣高を有するものは六十六、其組合員數六万五千七百六、一年間の販賣高九百三十四万圓、又九信用組合の内二百二十六、組合の取引高は七億二千五百九十九万圓なり

七) 北米合衆國 同國には消費組合及生産組合あるも其數多からず、建築組合資金借入組合、農業保險組合等亦たあり、建築組合は最も發達し設立全國に洽ねし、最近の調査に依るに其組合數五千五百九十八、組合員數百三十五万九千三百六十六人なりと云ふ
八) セルビア 同國の組合には手工及農産製造に關するもの最も多しと雖も、消費組合はあるをなし、共同販賣及共同購入組合は六ありて千五百四十人の組合員を有す、人民銀行は六十三其組合員四万三千二百二十人にして、拂込濟出資三百万圓準備金二十八万圓あり

九) 獨乙 同國は組合組織の根原地とも稱すへし、從て其發達亦た各國に冠たり、千八百九十七年に於ける各種組合の數左の如し

信用組合
農業的原料供給組合

九、四一七
一、一二八

外國に於ける産派組合

外國に於ける産業組合

工業的原料供給組合	六六
農業的器械供給組合	三七七
工業的器械供給組合	二三
農業的倉庫組合	四五
工業的倉庫組合	六八
農業的生産組合	一、七六五
工業的生産組合	一七二
保險及其他の組合	二〇七
消費組合	一、四六九
建築組合	一六五
合計	一四、八四二

四六

右の信用組合中千八百六十五の組合員数は十七万三千四十三人、收支合計一億百六十八万圓、特別積立金百五十七万圓にして、信用組合中央部の調査に依れば、同部に加盟せる組合の数は千八百九十六年に於て二千五百七十四、其收支合計六千七百万圓、其一年間に取次きたる肥料飼料及種子の價二十七万圓、石炭の價三十四万圓、農具の價十一万圓なりと云ふ

以上は外國に於ける、産業組合の状況の一端を掲げたるに過ぎずと雖も、以て産業組合が社會に與ふる、偉大なる效益を想見するに足るへし

第九 本邦の産業組合

産業組合法制定以前に在りても、産業組合類似のもの存せざるにあらず、明治三十一年農商務省の調査に依れば

組合の種類	組合數	組合員數	財産
資金の貸付又は貯金を目的とするもの	一四四	二、一六五四	九二、三三九六
農工業用品の共同購入を目的とするもの	三九	八七三三	三〇一六
農工業物の製産を目的とするもの	一四	一〇六八	二〇〇〇
農工業用品の共同使用を目的とするもの	八	三五二	—
農工業物の共同販賣を目的とするもの	一四一	三、二五六一	四、〇七二九
合計	三四六	六、四三六八	九六、八一四一

此組合中には事業の成績大ひに見るべきものありと雖も、亦た其名ありて實なきもの尠なからず、而して設立の年月最も古きものは、實に今を距ること二百三十餘年の久しきものあり、尙ほ右の統計中には多數の報徳社を包含す

明治三十三年九月一日産業組合法施行後同法に依り、地方長官に於て設立を許可し農商務省に報告したる、産業組合の現在數(明治三十四年二月二十日調)及組合の名稱は、左記二表に示すか如し、但し之等の組合は設立日尙ほ淺く、其事業の狀況を示す足るべき統計を掲ぐるを得ざるは甚た遺憾とす

本邦の産業組合

四七

本邦の産業組合

産業組合數

府縣名	信用組合		販賣組合		購買組合		生産組合		二種以上ノ業ヲ兼スル組合	計
	有限	無限	有限	無限	有限	無限	有限	無限		
栃木	二	九								二
茨城		一五			三	一				一九
千葉	二	六			三	二				八
群馬	三	二				一				二
埼玉	二	一								三
新潟	五	一								七
長崎		一								一
兵庫	二	三		一						六
神奈川	一	二			一					四
大阪	一	二								三
京都	二	二			一	二				二
東京	一	三			一				一	六
計										

府縣名	信用組合	販賣組合	購買組合	生産組合	二種以上ノ業ヲ兼スル組合	計
奈良	一					一
三重	二					二
愛知					一	一
静岡	二		七			九
山梨	一					一
滋賀	三					三
岐阜						四
長野	二				一	三
宮城	一				一	二
福島	四	一			三	八
岩手	四					四
青森	五					五
山形	一					一
秋田						一
福井	二					二
計						

本邦の産業組合

茨							
用眞瀬組合	用駒柴組合	用産産村	用安居信	合信根古屋	用押邊信	用臂谷信	合信大和村
						合購文間村	合購王大三筑 買新字島波 組田山村部

千葉県							
用沼里組合	用立木信	用宗像信	合信第五区	松尾町	用本新信	多古野信 組合 用横芝信	用茂呂信 水沼信 組合 用下田澤
組合七會物 購買本町							合信下小林 買共同購平井 組合購共益購

本邦の産業組合

重 三		其 奈	木					濟 州
立神 用組合	鶴方 用組合	岩清水 信用組合	須賀川 信用組合	本郷 信用組合	古里 信用組合	佐久山 信用組合	泉 信用組合	濟州 信用組合
	員辨 販賣 組合							

五七

本邦の産業組合

枋				城				豐 加 美
粟野 用組合	片岡 信用組合 吹上 信用組合	矢板 信用組合 南押原 信用組合	漆町 信用組合	源清 信用組合	關本 信用組合	北那珂 信用組合	結佐 信用組合	豐加美 信用組合

五六

本邦の産業組合

石							井 福	
用西 組信尾 村	用工輪 組業島 合信町	用金 組澤 合信	用長 組野 合信	用下 組野 合信	用農大 組工杉 合信村	用儉讓 組善今 合信江 積	用生 組工生 合信用農	用原 組原 合信
組品村比 合購農樂 買用島	買中 組海 合購	組馬丸 合購山 買牛	合購字月 買矢津 組田村	組工金 合購澤 買箔	合購粟 買津 組村	合購勅 買使 組村		
						組買鑲金 合販品澤 買購裁		

六四

本邦の産業組合

田秋	形山	森青	手 巖				島	
			用織盛 組業岡 合信染	用福 組岡 合信	用唐丹 組合信	用二子 組合信	用文 組珠 合信	用岡 組山 合信
	用磯 組業 合信	用青 組森 合信	用宮 組古 合信	用中 組野 合信	用小 組國 合信	用種 組信 合獎		
	産荒 組砥 合生							

六四

取島	山										
	用鳥取組合 用陸上組合	用宮川組合	合信古用 用組部	田村信 組合	大石 村信	廣塚 村信	山川 組合	用高橋 組合	合信大 用組村	組村釜 合信之 用淵	用枇杷 組合
組藥品 合購買											
										合販村大 賣儲屋 組買	

富			川								
組樂山 合信寶 用南加 組合用	用井口 組合信 用積村 組合信	組見西 合信院 用瀨									
		組村西 合信加 用積								用久常 組合信	合信作 用見 組合村
		賣蘭大 組庭家 合販庄									
		合勝生肥 買計料 組物及	合購中 買島 組合村	合購月 買津 組合村	買上原 組合購	買樋川 組合購	買福留 組合購	合購沖 買杉 組合村			
組賣同 合購心 組合買	合購産福 買販野 組合賣物	業販絹糸 組買織購 合産物買									

其の債務を完済すること能はざる場合に於て組合員の全員か其の出資額の外一定の金額を限度として責任を負担す

第三條 産業組合の住所は其の主たる事務所の所在地に在るものとす

第四條 産業組合の名稱中には其の組織及目的を示すべき文字を用うへし

産業組合に非ずして其の名稱中に産業組合たることを示すべき文字を用うることを得ず

第五條 産業組合には本法に別段の規定あるものを除くの外商法及商法施行法中商人に關する規定を準用す

第六條 産業組合には所得税及營業税を課せず

産業組合にして登記を受くるときは營業を目的とせざる社団法人と同一の登録税を納むへし但し組合員名簿の記載に付ては登録税を課せず

登録税法第六條(第一、二項略す)

財團法人又は營利を目的とせざる社団法人にして登記を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むへし

- 一 法人の設立(民法施行法に依り法人を認められたるもの、新に受くる登記とも) 每一件 金五圓
- 二 法人設立後の事務所設置 每一件 金三圓
- 三 事務所の移轉 每一件 金二圓
- 四 登記事項の變更、消滅又は廢止 每一件 金一圓
- 五 登記の更正又は抹消 每一件 金一圓
- 六 解散 每一件 金五十錢
- 七 清算人の選任、解任又は變更 每一件 金五十錢

八 清算の結了

主たる事務所にあらざる事務所所在地に於て前項各號の登記を受くるときは每一件金五十錢の登録税を納むへし

第二章 設立

第七條 産業組合は七人以上に非ざれば之を設立することを得ず

第八條 組合の設立者は定款を作り之を主たる事務所所在地の地方長官に差出し設立の許可を請ふへし

第九條 定款には本法に規定あるものを除くの外左の事項を記載し設立者之に署名捺印すへし

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 組織
- 四 事務所
- 五 出資一口の金額及其の拂込の方法
- 六 第一回拂込の金額
- 七 剰餘金及損失分配に關する規定
- 八 準備金の額及其積立の方法
- 九 組合員たる資格に關する規定
- 十 組合員の加入及脱退に關する規定
- 十一 組合の目的たる事業の執行に關する規定

産業組合法

十二 存立時期又は解散の事由を定めたるときは其の時期又は事由
信用組合の區域は市町村の區域以内に於て之を定め定款中に記載すへし但し特別の
事由あるときは地方長官の認可を得て此の區域に依らざることを得

第十條 産業組合は其の組合員の數を限定することを得ず

第十一條 出資一口の金額は均一に之を定むへし

第十二條 組合が其の設立の許可を受けたるときは遅滞なく各組合員をして第一回の
拂込を爲さしむへし

第十三條 前條の拂込ありたるときは二週間内に各事務所の所在地に於て設立の登記
を爲すへし

第十四條 登記すべき事項左の如し

一 第九條第一號乃至第五號及第十二號に掲げたる事項

二 設立許可の年月日

三 理事及監事の氏名、住所

前項に掲げたる事項中に變更を生じたるときは二週間内に其登記を爲すへし登記前
に在りては其變更を以て第三者に對抗することを得ず

第十五條 組合は其設立の登記の申請と共に組合員名簿を其の主たる事務所所在地の
裁判所に差出すへし

組合員名簿には左の事項を記載すへし

一 各組合員の氏名、住所

二 各組合員の出資口數

三 各組合員の拂込みたる金額及其の拂込の年月日

四 出資各口の取得の年月日

五 保證責任組合に在りては各組合員の保證金額

第十四條 第二項の規定は組合員名簿の記載に之を準用す
裁判所に差出したる組合員名簿は之を登記簿の一部と看做し其の記載は之を登記と
看做す

第十六條 民法第四十五條第二項、第三項、第四十七條及第四十八條の規定は産業組
合に之を準用す但し同規定中一週間とあるを二週間とす

民法第四十五條(第一項略す)

法人の設立は其主たる事務所の所在地に於て登記を爲すに非ざれば之を以て他人に對抗することを得ず

法人設立の後新に事務所を設けたるときは一週間内に登記を爲すことを要す

同第四十七條 第四十五條第一項及び前條の規定に依り登記すべき事項にして官廳の許可を要するものは其許可
書の到達したる時より登記の期間を起算す

同第四十八條 法人が其事務所を移轉したるときは舊所在地に於ては一週間内に移轉の登記を爲し新所在地に於
ては何期間内に第四十六條第一項に定めたる登記を爲すことを要す

同一の登記所の管轄區域内に於て事務所を移轉したるときは其移轉のみの登記を爲すことを要す
(民法第四十六條第一項は設立の時登記を爲すべき事項あり)

第三章 組合員の権利義務

第十七條 組合員は出資一口以上を有すへし

組合員の有すへし出資口數は十口を超ゆることを得ず

第十八條 組合員は組合に拂込むべき出資額に付相殺を以て組合に對抗することを得ず

第十九條 組合員は組合の承諾あるに非されは其の持分を譲渡することを得ず

組合員に非ざる者にして持分を譲受けむるときは加入の例に依るへし

第二十條 組合員は持分を共有することを得ず

第二十一條 持分の譲受人は其の持分に付譲渡人の権利義務を承継す

第二十二條 新に組合に加入したる組合員は其の加入前に生じたる組合の債務に付ても亦責任を負担す

第二十三條 組合員は總組合員五分の一以上の同意を得て總會の目的及其の招集の理由を記載したる書面を提出して總會の招集を理事に請求することを得

第二十四條 組合員にして總會の招集手續又は其の決議の方法が法令又は定款に違背すと認むるときは決議の日より一箇月内に其の決議の取消を地方長官に請求することを得

第四章 管理

第二十五條 産業組合には理事及監事を置くへし

理事及監事は總會に於て組合員中より之を選任す但し組合設立の當時理事及監事は定款を以て之を定むることを得

第二十六條 理事の任期は三箇年とし監事の任期は一箇年とす但し定款に別段の定めるときは此の限りに在らず

第二十七條 理事又は監事は何時にても總會の決議を以て之を解任することを得

第二十八條 理事及監事の選任及解任は總組合員の半数以上出席し其の議決権の四分の三以上を以て之を決す但し定款に別段の定めるときは此の限りに在らず

第二十九條 理事は定款及總會の決議録を各事務所に備へ置き且組合員名簿を主たる事務所に備へ置くへし

組合員及組合の債権者は前項に掲げたる書類の閲覧を求むることを得

第三十條 理事は通常總會の會日より一週間前に財産目録、貸借対照表、事業報告書及剩餘金處分案を監事に提出し且つ之を主たる事務所に備ふへし

組合員及組合の債権者は前項に掲げたる書類の閲覧を求むることを得

第三十一條 理事は前條第一項に掲げたる書類及監事に意見書を通常總會に提出して其の承認を求むへし

第三十二條 民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第六十條及第六十一條第一項の規定は産業組合の理事に之を準用す

民法 第四十四條第一項 法人は理事其他の代理人が其職務を行ふに付他人に加へたる損害を賠償する責任を負ふ

同 第五十二條第二項 理事数人ある場合に於て定款又は寄附行為に別段の定めなきときは法人の事務は理事の過半数を以て之を決す

同 第五十三條 理事は總て法人の事務に付き法人を代表す但定款の規定又は寄附行為の趣旨に違反することを得ず又社団法人に在りては總會の決議に従ふことを要す

同 第五十四條 理事の代理權に加へたる制限は之を以て善意の第三者に對抗することを不得す

同 第五十五條 理事は定款、寄附行為又は總會の決議に依りて禁止せられざるに限り特定の行為の代理を他人に委任することを得

同 第六十條 社團法人の理事は少くとも毎年一回社員の通常總會を開くことを要す

同 第六十一條 第一項 社團法人の理事は必要ありき認むるときは何時にても臨時總會を招集することを得

第三十三條 監事は理事其他組合の事務員と相兼ねることを得す

第三十四條 民法第五十九條の規定は産業組合の監事に之を準用す

民法 第五十九條 監事の職務左の如し

- 一 法人の財産の状況を監査すること
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること
- 三 財産の状況又は業務の執行に付き不整の態あることを發見したるときは之を總會又は主務官廳に報告すること

四 前號の報告を爲す爲め必要あるときは總會を招集すること

第三十五條 組合が理事と契約を爲す場合に於ては監事組合を代表す組合と理事との

間の訴訟に付ても亦同し

第三十六條 總會の決議は本法又は定款に別段の定めある場合を除くの外出席したる組

合員の議決權の過半数を以て之を爲す

第三十七條 組合員は代理人を以て議決權を行ふことを得此の場合に於ては之を出席

と看做す但し組合員に非されは代理人たることを得す

代理人は代理權を證する書面を組合に差出すべし

第三十八條 民法第六十二條、第六十四條、第六十五條第一項及第六十六條の規定は

産業組合に之を準用す

民法 第六十二條 總會招集は少くとも五日前に其會議の目的たる事項を示し定款に定めたる方法に従ひて之を爲すことを要す

同 第六十四條 總會に於ては第六十二條の規定に依りて豫め通知を爲したる事項に付てのみ決議を爲すことを得但定款に別段の定めあるときは此限に在らず

同 第六十五條 第一項 各社員の表決權は平等なるものとす

同 第六十六條 社團法人と或社員との關係に付き議決を爲す場合に於ては其社員は表決權を有せず

第三十九條 定款の變更は總會の決議に依るべし

第二十八條の規定は前項の決議に之を採用す

定款の變更は地方長官の認可を受くるに非されは其の效力を生せず

第四十條 組合が出資一口の金額の減少の決議を爲したるときは其の決議の日より

二週間内に財産目録及貸借對照表を作るべし

組合は前項の期間内に其の債權者に對し異議あらは一定の期間内に之を述べざる旨

を催告すべし但し其の期間は二箇月を下ることを得す

第四十一條 債權者か前條第二項の期間内に出資の減少に對して異議を述べざりしと

きは之を承認したるものと看做す

債權者か異議を述べざるときは組合は之に辨濟を爲し又は相當の擔保を供するに非

されは出資を減少することを得す

第四十二條 前二條の規定は保證責任組合の組合員の保證金額を減少する場合に之を

準用す

第四十三條 組合員か其の出資の拂込を終る迄は之に配當すべき剩餘金は其の拂込に

充つへし

第四十四條 組合は損失を填補したる後に非されは剰餘金の分配を爲すことを得ず

組合員の持分に對する剰餘金分配に關する制限は命令を以て之を定む

第四十五條 組合は第五十三條の場合を除くの外持分の拂戻を爲すことを得ず

第四十六條 組合は定款を以て定めたる準備金の額に達する迄毎事業年度の剰餘金の

四分の一以上を積立つへし

第四十七條 組合の事業年度は一箇年とす

第四十八條 組合は組合員の持分を取得し又は實權の目的として之を受くることを得

ず

第五章 加入及脱退

第四十九條 無限責任組合に加入せんとする者は總組合員の同意を得ることを要す

第五十條 定款を以て組合の存立時期を定めたるを否とを問はず組合員は事業年度

の終に於て脱退することを得但し六箇月前に其の豫告を爲すへし

前項の豫告期間は定款を以て之を延長することを得但し二箇年を超ゆることを得ず

第五十一條 組合員は左の事由に因りて脱退す

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡

三 破産

四 禁治産

五 除名

第五十二條 除名の事由は定款を以て之を定む

除名は總會の決議に依る但し除名したる組合員に其旨を通知するに非されは之を以

て其の組合員に對抗することを得ず

第二十八條の規定は前項の決議に之を準用す

第五十三條 脱退したる組合員は定款の定むる所に依り其の持分の全部又は一部の拂

戻を請求することを得

第五十四條 脱退したる組合員の持分は其の脱退を組合員名簿に記載したる事業年度

の終に於ける組合財産に依りて之を定む

第五十五條 持分の拂戻は事業年度の終より三箇月内に之を爲すへし

持分拂戻の請求權は前項の期間經過の後二箇年間之を行はざるに因りて消滅す

第五十六條 持分の計算を爲すに當り組合財産を以て組合の債務を完済するに足らざ

るときは脱退したる組合員は其の負擔に歸すへき損失額を拂込むへし

第五十七條 脱退したる組合員が組合に對する債務を完済する迄は組合は其の持分の

拂戻を停止することを得

第五十八條 無限責任組合及保證責任組合に在りては脱退したる組合員は脱退前の組

合債權者に對し其の脱退を組合員名簿に記載したる後二箇年間責任を負擔す

前項の規定は特別の契約を以て其期間を延長することを妨げず

前二項の持分を讓渡たる組合員に之を準用す

第六章 監督

第五十九條 産業組合は主務大臣、地方長官及郡長之を監督す
第六十條 監督官廳は何時にても理事をして組合の事業に關する報告を爲さしめ又は組合の事業及財産の狀況を検査し其の他必要なる命令を發し及處分を行ふ
第六十一條 組合の事業又は組合財産の狀況に依り其の事業の繼續を困難なりと認むるとき又は組合の行爲か定款若は法令に違背し其の他公益を害するの虞あるときは主務大臣又は地方長官は總會の決議を取消し、理事、監事若は清算人の改選を命じ、組合の事業を停止し又は組合を解散することを得

第七章 解散

第六十二條 組合は左の事由に因りて解散す

一 定款に定めたる事由の發生

二 總會の決議

三 組合の合併

四 組合員か七八未滿に減したるとき

五 組合の破産

第二十八條の規定は解散及合併の決議に之を準用す但し無限責任組合の合併に付ては總組合員の同意あることを要す

第六十三條 組合か解散したるときは合併及破産の場合を除くの外二週間に各事務所の所在地に於て其の登記を爲すへし

第六十四條 第四十條及第四十一條の規定は合併の場合に之を準用す

第六十五條 合併は地方長官の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第六十六條 組合か合併を爲したるときは二週間に各事務所の所在地に於て合併後存續する組合に付ては變更の登記を爲し、合併に因りて消滅したる組合に付ては解散の登記を爲し、合併に因りて設立したる組合に付ては設立の登記を爲すへし

第六十七條 合併後存續する組合又は合併に因りて設立したる組合は合併に因りて消滅したる組合の權利義務を承繼す

第六十八條 組合は總組合員の同意を以て其の組織を變更することを得

第六十九條 組合か組織變更に因り組合員の責任を減少するときは第四十條及第四十一條に定めたる手續を爲すへし

第七十條 民法第七十條の規定は産業組合の解散に之を準用す

民法 第七十條 法人が其債務を完済すること能はざるに達したるときは裁判所は理事若しくは債權者の請求に因り又は職權を以て破産の宣告を爲す
前項の場合に於て理事は直ちに破産宣告の請求を爲すことを要す

第八章 清算

第七十條 清算人は其の職務の範圍内に於て理事と同一の權利義務を有す

第七十一條 清算人は就職後遅滞なく財産の現況を調査し財産目録及貸借對照表を作り之を總會に提出して其の承認を求むへし

第七十二條 清算人は組合の債務を辨濟し又は辨濟に必要な金額を供託するに非ざ

れは組合財産を分配することを得ず

第七十三條 清算事務が終りたるときは清算人は遅滞なく決算報告書を作り之を總會に提出して其の承認を求むべし

第七十四條 清算人の解任ありたるときは二週間内に各事務所の所在地に於て其の登記を爲し且之を地方長官に届出つべし

第七十五條 民法第七十三條乃至第八十三條の規定は産業組合の清算に之を準用す但し同規定中一週間とあるは二週間とす

民法 第七十三條 解散したる法人は清算の目的の範圍内に於ては其清算の終了に至るまで尙ほ存続するものと看做す

同 第七十四條 法人が解散したるときは破産の場合を除く外理事其清算人と爲る但定款若くは寄附行為に別段の定めあるとき又は總會に於て他人を選任したるときは此限に在らず

同 第七十五條 前條の規定に依りて清算人たる者なきときは又は清算人の缺けたる爲め損害を生ずる虞あるときは裁判所は利害關係人若くは檢事の請求に因り又は職權を以て清算人を選任することを得

同 第七十六條 重要な事由あるときは裁判所は利害關係人若くは檢事の請求に因り又は職權を以て清算人を解任することを得

同 第七十七條 清算人は破産の場合を除く外解散後一週間内に其氏名、住所及び解散の原因、年月日の登記を爲し又何れの場合に於ても之を主務官廳に届出つることを要す

清算中に就職したる清算人は就職後一週間内に其氏名、住所の登記を爲し且つ之を主務官廳に届出つることを要す

同 第七十八條 清算人の職務左の如し

- 一 現務の終了
- 二 債權の取立及び債務の辨濟

三 殘餘財産の引渡

清算人は前項の職務を行ふ爲めに必要なる一切の行爲を爲すことを得

同 第七十九條 清算人は其就職の日より二箇月内に少くとも三回の公告を以て債權者に對し一定の期間内に其請求の申出を爲すべき旨を催告することを要す但其期間は二箇月を下ることを得ず

前項の公告には債權者が期間内に申出を爲さざるときは其債權は清算より除外せらるべき旨を附記することを要す但清算人は知れたる債權者を除外することを得ず

清算人は知れたる債權者には各別に其申出を催告することを要す

同 第八十條 前條の期間後に申出たる債權者は法人の債務完済の後未だ歸屬權利者に引渡さざる財産に對してのみ請求を爲すことを得

同 第八十一條 清算中に法人財産が其債務を完済するに不足なること分明なるに至りたるときは清算人は直ちに破産宣告の請求を爲して其旨を公告することを要す

清算人は破産管財人に其事務を引渡したるときは其任を終はりたるものとす

本條の場合に於て既に債權者に支拂ひ又は歸屬權利者に引渡したるときは破産管財人は之を取戻すことを得

同 第八十二條 法人の解散及び清算は裁判所の監督に屬す

裁判所は何時にても職權を以て前項の監督に必要な検査を爲すことを得

同 第八十三條 清算が終了したるときは清算人は之を主務官廳に届出つることを要す

第九章 罰則

第七十六條 組合の理事、監事又は清算人は左の場合に於ては五圓以上三百圓以下の過料に處せらる

- 一 本法に定めたる登記を爲すことを怠り又は不正の登記を爲したるとき
- 二 官廳又は總會に對し不實の申立を爲し又は事實を隠蔽したるとき

- 三 第二十九條第一項及第三十條第一項の規定に違背し又は第二十九條第一項及第三十條第一項に掲げたる書類に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載を爲したるとき若し正當の理由なくして其の閲覧を拒みたるとき
 - 四 第四十條、第四十一條、第四十三條乃至第四十六條第四十八條又は第七十二條の規定に違背したるとき
 - 五 第六十條の報告を爲さず又は検査を拒み其の他監督官廳の命令又は處分に従はざるるとき
 - 六 民法第七十九條の期間内に債權者に辨償をなしたるとき
 - 七 民法第七十九條又は第八十一條に定めたる公告を爲すことを怠り又は不正の公告を爲したるとき
 - 八 民法第七十條又は第八十一條の規定に違背したるとき
- 民法第七十條は第六十九條、民法第七十九條及第八十一條は第七十五條の參照に出つ
- 第七十七條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前條の過料に之を準用す
- 非訟事件手續法 第二百六條 民法第八十四條、第七百七條及び民法施行法第二十二條及び商法第十八條第二項、第二百六十一條、第二百六十二條、第五百三十三條及商法施行法第十一條第二項、第二十七條、第三十九條第二項、第五十四條、第六十條第二項、第六十九條第二項、第七十五條第三項、第八十七條及び第九十五條第三項に定めたる事件は過料に處せらるべき者の住所地の地方裁判所の管轄とす
- 本條に規定したる各條は民法に依る法人又は會社に關する罰則を規定したるものなり
- 同 第二百七條 過料の裁判は理由を付したる決定を以て之を爲すべし

裁判所は裁判を爲す前當事者の陳述を聽き檢事の意見を求むべし
 當事者及び檢事は過料の裁判に對して即時抗告を爲すことを得抗告は執行停止の效力を有す
 手續の費用を過料に處する言渡ありたる場合に於ては其言渡を受けたるものも負擔とし其他の場合に於ては國庫の負擔とす

抗告裁判所が當事者の申立に相當する裁判を爲したるときは抗告手續の費用及び前審に於て當事者の負擔に歸したる費用は國庫の負擔とす

同 第二百八條 過料の裁判を檢事の命令を以て之を執行す此命令は執行力を有する債務名義と同一の效力を有す過料の裁判の執行にて民事訴訟法第六編の規定に従ひて之を爲す前裁判の送達を爲すことを要せず

附 則

- 第七十八條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む
 - 第七十九條 産業組合の登記に付ては其の事務所所在地の區裁判所又は其の出張所を以て管轄登記所とす
 - 第八十條 各登記所に産業組合登記簿を備ふ
 - 第八十一條 組合設立の登記は理事及監事の全員の申請に因りて之を爲す
- 申請書には左の書類を添附すべし
- 一 定款
 - 二 地方長官の許可書又は其の認證ある謄本
 - 三 第十五條第二號及第五號に掲げたる事項を證する書面
- 第八十二條 事務所の新設、移轉其他登記事項の變更の登記は理事の申請に因りて之を爲す

申請書には登記事項の変更を證する書面を添附し且地方長官の認可を要するものに付ては其の認可書又は其の認證ある謄本を添附すへし
前二項の規定は組合員名簿の記載の申請に之を準用す

第八十三條 出資一口の金額又は組合員の責任の減少の登記の申請書には左の書類を添附すへし

一 地方長官の認可書又は其の認證ある謄本

二 第四十條第二項に依る催告を爲したること、若し異議を述べたる債權者あるときは之に對し辨濟を爲し又は擔保を供したることを證する書面

第八十四條 組合の解散の登記の申請書には解散の事由を記載し且組合か總會の決議に因りて解散したるときは總會の決議録を添附すへし

第八十五條 合併に因る解散の登記の申請書には第八十三條に掲げたる書面を添附すへし

組合か命令に因りて解散したるときは登記所は監督官廳の囑託に因りて其の登記を爲すへし

第八十六條 第八十一條第一項の規定は出資一口の金額又は組合員の責任の減少組合の解散及組合の合併に因る變更、設立又は解散の登記の申請を爲す場合に之を準用す

第八十七條 本法の規定に依り登記したる事項は裁判所遲滯なく之を公告すへし但組合員名簿に記載したる事項に付ては此の限に在らず

第八十八條

非訟事件手續法第三百三十六條乃至第三百三十八條、第三百四十一條乃至第五百一一條、第五百五十四條乃至第五百五十八條、第六十三條乃至第六十五條及第七十五條乃至第七十七條の規定は産業組合の登記に之を準用す
非訟事件手續法 第三百五十六條 清算人の選任又は解任に關する事件は會社の本店所在地の區裁判所の管轄とす

同 第三百三十七條 清算人の選任又は解任の裁判に對しては不服を申立つることを得ず
同 第三百三十八條 左に掲げたるものは清算人として之を選任することを得ず

一 未成年者

二 禁治産者及び準禁治産者

三 刺奪公權者及び停止公權者

四 裁判所に於て解任せられたる清算人

五 破産者

同 第四百十一條 各登記所に各商業登記簿の見出帳を備ふ

同 第四百十二條 登記所は何人にも登記簿の閲覧を許し又は手数料を納付するときは之に其謄本若しくは抄本を交付すへし

登記所に登記上利害の關係を疏明して申請を爲したる者には其關係ある部分に限り登記簿の附屬書類の閲覧を許すへし

郵送料を納付して登記簿の謄本又は抄本を請ふときは之を送付すへし

同 第四百十三條 登記所に申請は因り登記事項に變更なきこと又は或事項の登記なきことの證明を爲すへし

同 第四百十四條 登記したる事項の公告は官報及び新聞紙上に少くも一回之を爲すことを要す

公告は之を掲載したる最終の官報及び新聞紙發行の日の翌日之を爲したるものと看做す

同 第四百十五條 區裁判所は毎年十二月に翌年登記事項の公告を掲載せしむべき新聞紙を選定し官報及び新聞紙を以て之を公告すへし

公告を掲載せしむべき新聞紙が休刊又は廢刊を爲すときは更に他の新聞紙を選定し前項と同一の方法を以て之を公告すべし

同 第四百四十六條 區裁判所は其管轄内に公告を爲さしむるに適當なる新聞紙なしと認むるときは新聞紙上の公告に代へ登記所及び其管轄内の市町村役場の掲示場に公告を爲すことを得

同 第四百四十七條 登記すべき事項の登記、其變更又は消滅の登記は本法に別段の定めある場合を除く外當事者の申請あるに非ざれば之を爲すことを得ず

同 第四百四十八條 當事者は登記を受けたる後其登記に錯誤又は遺漏あることを發見したるときは管轄登記所に其更正を申請することを得

同 第四百四十九條 登記の申請は書面を以て之を爲すことを要す

申請書には左の事項を記載し申請人又は其代理人之署名、捺印すべし

一 申請人の氏名、住所、會社が申請人なるときは其商號及び本店又は支店

二 代理人に依りて申請を爲すときは其氏名、住所

三 登記の目的及び事由

四 年月日

五 登記所の表示

同 第五百十條 本章の規定に依り運譽を以て申請を爲すべき場合に於て正當の事由に因り運譽することを能はざる者あるときは其他の者のみにて申請を爲すことを得

運譽を爲すこと能はざる事由は之を證明することを要す

同 第五百十一條 登記所は登記の申請が商法又は本章の規定に適合せざるときは理由を附したる決定を以て之を却下すべし此決定に對しては即時抗告を爲すことを得

動項の決定は民事訴訟法の規定に従ひて之を申請人に送達することを要す

同 第五百十四條 商業登記簿の全部又は一部が滅失したる場合に於ては司法大臣は一定の期間を定めて登記の回復に必要なる處分を命ずることを得

同 第五百十五條 司法大臣は數個の登記所の管轄に屬すべき商業登記の事務を其一登記所に委任することを得

同 第五百五十六條 登記簿の調製其他に關する施行細則は司法大臣之を定む

同 第五百五十七條 不動産登記法第十條、第十三條、第十八條、第二十條、第二十二條及び第二十四條の規定は商業登記に之を準用す

不動産登記法第十條 登記所に於て其事務を停止せざることを得ざる事故の生したるときは司法大臣は期間を定めて其停止を命ずることを得

同 第十三條 登記官吏が其職務の執行に付申請人其他の者に損害を加へたるときは其損害が登記官吏の故意又は重大なる過失に因りて生したる場合に限り之を賠償する責に任す

同 第十八條 登記簿には地方裁判所長其枚数を表紙の裏面に記載し職氏名を署し職印を押捺し且毎葉の綴目に職印を以て契印を爲すことを要す

同 第二十條 登記簿、見出帳、共同人名簿及び圖面は永久に之を保存することを要す

申請書其他の附屬書類は申請書受附の日より十年間之を保存することを要す

同 第二十二條 登記簿及び其附屬書類は事變を避くる爲めにする場合を除く外登記所外に持出すことを得ず

但 第三十條第二項に掲げたる書類に付ては裁判所又は豫審判事の命令又は囑託ありたるときは此限に在らず

同 第二十二條 登記簿及び其附屬書類の滅失する虞あるときは司法大臣は必要なる處分を命ずることを得

同 第五十八條 商號の登記は同市町村内に於ては同一の營業の爲め他人が登記したるものと判然區別し得るときに非ざれば之を爲すことを得ず

同 第六十三條 商法第二十四條第一項の規定に依りて商號登記の抹消を申請する者は其登記上利害の關係を有することを説明することを要す

商法第二十四條第一項 商號の登記を爲したるものか其商號を廢止し又は之を變更したる場合に於て其廢止

又は變更の登記を爲さるときは利害關係人は其登記の抹消を裁判所に請求することを得

同 第六十四條 前條の申請ありたるときは登記所は登記を爲したる者に對し其旨を告知し且一箇月より長からざる期間を定め異議あらは其期間内に之を申立つべき旨を催告すべし

前項の規定に依り告知及び催告を受くべき者又は其居所が知れざるときは告知及び催告は登記の公告と同一の方法を以て之を爲すべし

登記所は石の外相當と認むる他の新聞紙に同一の公告を掲載せしむることを得
同 第六十五條 前條の規定に従ひて決議の申立ありたるときは登記所は理由を附したる決定を以て其裁判を爲すべし

前項の裁判に對しては即時抗告を爲すことを得抗告は執行停止の效力を有す
同 第七十五條 清算人に關する登記は清算を爲すべき會社の登記所の管轄とす
前項の登記は會社の記載して之を爲す

同 第七十六條 清算人の選任の登記の申請書には其選任を證する書面を添附することを要す
同 第七十七條 清算人の解任又は變更の登記は現任清算人の申請に因りて之を爲す
申請書には清算人の解任又は變更を證する書面を添附することを要す

第八十九條 本法の規定に依り郡長の行ふべき職務は伊豆七島に於ては東京府知事、北海道に於ては支廳長、沖繩縣の區に於ては區長、島司を置きたる島嶼に於ては島司之を行ふ

第九十條 北海道に於ける産業組合に付ては勅令を以て別段の規定を設けることを得

●産業組合法施行期日の件明治三十三年勅令第三百一號

産業組合法は明治三十三年九月一日より之を施行す

●産業組合法施行規則明治三十三年農商務省令第十六號

第一條 出資一口の金額は五十圓を超ゆることを得す但特別の理由あるときは此限に在らず

第二條 第一回拂込の金額は出資一口の金額の十分の一を下ることを得ず

第三條 準備金の額は出資總額を下ることを得ず

第四條 組合が新に加入する者より加入金を徴收するときは其金額は之を準備金に組入るゝことを要す脱退したる組合員に對し其の持分の一部を拂戻すべきことを定めたるときは其殘額に付き亦同し

第五條 理事及び監事は定款の規定又は總會の決議に依るに非されは給料、報酬又は賞與を受くることを得ず

第六條 組合の事業年度は曆年に依る但特別の理由あるときは此限に在らず

第七條 理事は總會の承認を経たる後遅滞なく産業組合法第三十條第一項に掲げたる書類を地方長官に差出すことを要す

第八條 組合の事業報告書には左の事項を記載することを要す

- 一 組合員の數及出資口數の異動
- 二 出資拂込の總額及剩餘金を以て出資の拂込に充てたるときは其總額
- 三 借入金及び其償還
- 四 準備金及び各種の積立金
- 五 總會の決議
- 六 事業の狀況
- 七 信用組合に在りては貸付し又は償還を受けたる金額、受入又は拂戻したる貯金額及貯金並に貸付金の利率其他の組合に在りては販賣、購買又は生産したる物

- 八 組合員の職別の数及出資口数
- 九 保証責任組合に在りては保証金額
- 十 處務の要件

第九條 理事は毎年總會の決議を経て地方長官に報告することを要す

- 一 一事業年度に於て借入るゝことを得へき最高金額
- 二 信用組合に在りては一事業年度に於て一組合員に貸付することを得へき最高金額

第十條 出資一口の金額又は保証金額の減少の認可申請書には理由書、總會の決議録、財産目録及び貸借対照表を添附することを要す

第十一條 持分に對する剰餘金分配の率は年六分を超ゆることを得ず

第十二條 合併の認可申請書には第十條に於けたる書類の外合併契約書及び合併後存

續する組合又は合併に因りて設立する組合の定款を添附することを要すし組合員の

第十三條 組織變更の認可申請書には總組合員の同意を表する書面を添附

責任を減少するときは尙ほ第十條に掲けたる書類を添附することを要す

第十四條 郡長又は郡長の職務を行ふべき者か産業組合法第六十條の規定に依り命令

を發し又は處分を行はんとするときは地方長官の指揮を請ふことを要す

第十五條 地方長官か産業組合法第六十條又は第六十一條の規定に依り命令を發し又

は處分を行はるとときは直ちに其旨を農商務大臣に報告することを要す

第十六條 組合か産業組合法の規定に依り登記を爲したるときは遅滞なく登記したる

事項及び其登記の年月日を地方長官に届出ることを要す但組合員名簿に爲したる記

載は此限に在らず

第十七條 組合より地方長官に差出すべき書類は郡長又は郡長の職務を行ふべき者を

經由することを要す

第十八條 本則は産業組合法施行の日より之を施行す

第十九條 本則は明治三十三年勅令第二百五十五號に依り設立する産業組合には之を

適用せず

●北海道に於て農業者の設立する産業組合に關する

件 明治三十三年 勅令第二百五十五號

第一條 本令は北海道に於て農業者の設立する産業組合に之を適用す

第二條 組合の組織は無制限責任とす但し設立後十箇年を経たるものは北海道廳長官の

許可を得て有限責任又は保証責任と爲すことを得

第三條 産業組合は二十人以上に非ざれば之を設立することを得ず

第四條 主務大臣は必要と認むるときは三箇年以内の期限を以て組合創業費の一部又

は全部を其組合に貸與することを得

北海道に於て農業者の設立する産業組合に關する件

第六條 組合員の出資口數は一口とす但し北海道廳長官の許可を得たる場合は十口以下に於て之を定むることを得

第七條 組合の理事は三名以上監事は二名以上とす但し北海道廳長官の許可を得たる場合は此の限に在らず

第八條 理事は總組合員の承諾あるに非ざれば組合と同一の事業を目的とする他の組合の理事と爲ることを得ず

第九條 組合は毎事業年度の終りに總會の決議を経て左の事項を北海道廳支廳長に報告すへし

一 次年度に於ける業務施行の方針

二 次年度に於ける負債額の最高限度

三 信用組合に在ては次年度に於て組合員に貸付し得べき金額の最高限度

前項第二號の負債額の最高限度は現在負債額を合して之を定め其の年度内は之を變更することを得ず

第十條 組合は組合員の脱退したる場合に於ても出資の外其の持分を拂戻すことを得ず

第十一條 存立時期を定めたる組合に於ては其の組合員は已むことを得ざる事由ある場合を除くの外總組合員の同意あるに非ざれば脱退することを得ず

第十二條 組合は組合員の數二十人以下に減したるときは解散す

第十三條 登記及届書に關し産業組合法に於て定めたる二週間の期間は本令に於ては

之を三週間とす

第十四條 産業組合法に於て定めたる郡長の職務は支廳長之を行ふ

附 則

本令施行の期日は内務大臣之を定む

●北海道に於て農業者の設立する産業組合に關する勅令施行期日の件

明治三十四年
内務省令第十四號

明治三十三年^六勅令第二百五十五號北海道に於て農業者の設立する産業組合に關する件は明治三十四年六月一日より之を施行す

●北海道に於て農業者の設立する産業組合に關する施行規程

明治三十四年
内務省令第十三號

第一條 明治三十三年勅令第二百五十五號に依り設立する産業組合の組合員は北海道内に土地を所有し又は占有して農業に従事する者に限る

第二條 出資一口の金額は百圓を越ゆることを得ず

第三條 第一回拂込の金額は出資一口の金額の二十分の一を下ることを得ず

第四條 勞務を以て出資の目的と爲したるときは定款を以て其の償額及出資の方法を

北海道に於て農業者の設立する産業組合に關する勅令施行期日の件

定むへし

第五條 準備金の額は出資總額を下ることを得ず

組合に於て借入金あるときは其の額に達する迄前項準備金の外毎事業年度剰餘金の四分の一以上を積立つへし

第六條 組合が組合員より過怠金を徴收するとき又は新に加入する者より加入金を徴收するときは其の金額は準備金に組入ることを要す

第七條 持分に對する剰餘金分配の率は組合に於て毎年北海道廳長官の認可を得て之を定むへし

第八條 明治三十三年勅令第二百五十五條第四條に依り組合創業費の貸與を受けむとする組合は左の書類を添付し北海道廳長官に申請すへし

- 一 貸與金使用の費途
- 一 返還期限及返還の方法
- 一 財産目録
- 一 貸借對照表
- 一 事業の狀況

第九條 組合が事業を停止したるとき又は組合の事業又は組合財産の狀況に依り其の事業の繼續を困難なりと認むるとき其の他組合の行爲が公益を害するの虞あるときは北海道廳長官は返還期限前と雖前條の貸與金を返還せしむることを得

第十條 理事及監事は定款の規定に依るに非らざれば給料又は報酬を受くることを得

但會計事務に専任する理事にして總會の決議を経たる場合は此の限に在らず

第十一條 組合の事業年度は曆年に依る但し特別の事由あるときは此の限に在らず

第十二條 理事は産業組合法の規定に依り總會に提出したる書類は其の決議を経たる後遅滞なく決議書を添へ之を北海道廳支廳長に差出すことを要す

登記を爲したるときは其の登記したる事項及其の登記の年月日に付ても亦前項に同じ但組合員名簿に記載したる事項は此の限に在らず

第十三條 北海道廳長官又は北海道廳支廳長に於て産業組合法第六十條及第六十一條の規定に依り命令を發し又は處分を行ひたるときは直に其の旨を北海道廳支廳長は北海道廳長官に北海道廳長官は内務大臣に報告することを要す

第十四條 組合の事業報告書記載の事項及出資額の減少組織の變更並合併の認可申請に關しては産業組合法施行規則第八條第十條第十二條及第十三條の規定を準用す

附 則

本令は明治三十四年六月一日より之を施行す

●農工銀行法抄

明治二十九年(明治三十三年)法律第八十三號(法律第四十號を以て追加)

第七條の二 産業組合法により設立したる無限責任の信用組合購買組合及生産組合には五箇年以内に於て定期償還の方法に依り無抵當貸付を爲すことを得

●産業組合登記取扱手續明治三十三年
商治省令第二十九號

- 第一條 産業組合登記簿は附録第一號雛形に依り地方裁判所に於て之を調製すへし
- 第二條 産業組合登記見出帳は附録第二號雛形に依り之を調製すへし
- 第三條 産業組合員登記簿は各組合毎に別冊と爲し附録第三號雛形に依り地方裁判所に於て之を調製すへし
- 第四條 登記所には登記簿、組合員名簿、見出帳及び受附帳の外左の帳簿を備ふ
 - 一 謄本抄本證明書交付帳
 - 二 申請書附屬書類綴込帳
 - 三 受領書原符元帳
 - 四 決定原本綴込帳
 - 五 登記簿謄本綴込帳
 - 六 登記簿綴込帳
 - 七 抗告書類綴込帳
 - 八 印鑑簿
- 第五條 登記所に差出すべき組合員名簿は厚紙の表紙を附し其裏面に何何組合の
名稱 組合員名簿と記載し裏面に枚数を記載し申請人署名捺印すへし
組合員名簿の用紙には丁数を記入し且毎葉の綴目に契印を爲すへし
前二項の場合に於て理事又は監事か多數なるときは各一人の署名捺印又は契印を以て足る

- 第六條 組合員名簿か二冊以上なるときは申請人は各冊の表紙に其冊数を記載すへし
- 第七條 組合員名簿の記載の變更の申請を爲す場合に於ては其申請書に變更したる事項の記載ある用紙を編綴せる組合員名簿の冊数及び丁数を記載すへし
- 第八條 組合員名簿の事務所を移轉したる場合に於て産業組合法第十六條の規定に依り第十四條第一項に定めたる登記を爲したるとき又は第六十六條の規定に依り設立の登記を爲したるときは登記用紙中豫備欄に其事由を記載すへし
- 第九條 登記官吏か登記を爲したるときは組合員名簿の表紙に登記番號、受附の年月日、受附番號及び登記所の名稱を記載すへし
- 第十條 組合員名簿の記載變更の申請ありたるときは組合員登記簿の登記用紙中番號欄に其登記簿に於ける登記の順序を追ひて新なる番號を記載し其左側に變更したる事項の記載ある組合員名簿の冊数及び丁数を記載し相當欄に産業組合法第十五條第二項の規定に依り組合員名簿に記載したる事項を移したる上變更欄に其登記を爲すへし
- 前項の手續を爲したるときは組合員名簿中相當部分の餘白に組合員登記簿第何冊第何丁に移したる旨及年月日を記載し登記官吏捺印すへし
- 第十一條 組合員の加入に因り組合員名簿の記載の變更の申請ありたるときは組合員登記簿の登記用紙中番號欄に其登記簿に於ける登記の順序を追ひて新なる番號を記載し相當欄に産業組合法第十五條第二項に掲げたる事項を登記すへし
- 第十二條 組合員の脱退に因り組合員名簿の記載の變更の申請ありたるときは組合員

名簿中相當部分の餘白に其登記を爲し脱退したる組合員の氏名を朱抹すへし
若し其組合員が組合員登記簿に登記せられたる者なるときは組合員登記簿の登記用
紙中變更欄に脱退の登記を爲し登記番號及び其組合員の氏名を朱抹すへし

第十三條 組合員登記簿の登記用紙中或欄か登記を爲すへき餘白なきに至りたるときは
は新に番號欄に前番號を轉寫し其左側に第二の文字、前番號の用紙を編綴せる組合
員登記簿の冊數、丁數及び其繼續用紙なることを記載し組合員の氏名、住所欄に組
合員の氏名、住所を移したる上登記を爲すへし

前項の手續を爲したるときは前用紙の番號の左側に第一文字並に繼續用紙を編綴せ
る組合員登記簿の冊數、丁數及び之に繼續する旨を記載すへし

前二項の規定は第三以下の繼續用紙を設くる場合に之を準用す

第十四條 不動産登記法施行細則第四條、第五條、第十二條、第二十條乃至第二十四
條、第二十七條、第三十三條乃至第三十九條、第四十七條、第五十一條及び商業登
記取扱手續第五條乃至第七條、第九條乃至第二十條、第二十三條乃至第三十三條、
第四十四條、第四十六條の規定は産業組合の登記に之を準用す

不動産登記施行細則 第四條 登記簿及び共同人名簿は登記所の請求に因り地方裁判所長之を交付すへし

登記所は登年中に必要な帳簿の冊數及び各冊の枚數を見積り毎年十一月中に請求を爲すへし但區裁判所出張
所の帳簿は管轄區裁判所より之を請求すへし

豫定外に帳簿の必要を生したるときは臨時其請求を爲すことを得

同 第五條 登記簿及び共同人名簿の用紙には豫め丁數を記入すへし

同 第十二條 受付番號は一ヶ年毎に更新すへし

同 第二十條 事變を避くる爲め登記簿又は其附屬書類を登記所外に持出したるときは登記官吏は速に其旨を司
法大臣に具申すへし

同 第二十一條 裁判所又は豫審判事より申請書其他の附屬書類を送付すへき命令又は囑托ありたるときは登記
官吏は其關係ある部分に限り之を送付すへし

同 第二十二條 登記簿の全部又は一部が滅失したるときは登記官吏は遅滞なく其事由、年月日、滅失せし登記
簿の冊數其他不動産登記法第二十三條の告示を爲すに必要なる事項を詳細に記載し且回復登記期間を豫定し

地方裁判所長に申報すへし但區裁判所出張所の申報は管轄區裁判所を經由すへし

地方裁判所長が前項の申報を受けたるときは相當の調査を爲したる後司法大臣に具申を爲すへし

不動産登記法第二十三條 登記簿の全部又は一部が滅失したる場合に於ては司法大臣は三ヶ月より少からざる
期間を定め其期間内に登記の回復を申請する者は尙ほ其登記簿に於る順位を有すへき旨を告示することを
要す

同 第二十三條 登記簿及び其附屬書類の滅失する虞あるときは詳細其狀況を取調へ且處分方法を具し前條の例
に準し申報又は具申を爲すへし

同 第二十四條 登記所に於て登記に関する帳簿又は書類を廢毀せんとするときは目録を作り地方裁判所長の認
可を受くへし但區裁判所出張所の認可を請ふときは管轄區裁判所を經由すへし

同 第二十七條 印鑑簿調製の様式及び貼附の方法等は地方裁判所長之を定むへし

同 第三十三條 不動産登記法第二十一條第二項の郵送料は郵便切手を以て之を納付すへし

同 第三十四條 登記官吏が第二十九條の申請書を受取りたるときは受附帳に請求の目的、申請人の氏名、受附
の年月日及び受附番號を記載したる上受附番號の順序に従ひて相當の處分を爲すへし

同 第三十五條 登記簿の謄本は登記簿と同一様式の用紙を以て之を作り其末尾に左の認證文を記載したるもの
を添付して契印を爲し登記官吏之に年月日を記載して署名捺印し且登記所の印を押捺すへし
此謄本は登記簿に依り之を作り茲に登記簿と相違なきことを認證す

- 前項の規定は登記簿の抄本に之を準用す但抄本用紙は美濃野紙を用ふへし
- 同 第三十六條 登記簿の謄本又は抄本を交付するときは謄本抄本交付帳に謄本又は抄本の區別交付の年月日及び申請人の氏名を記載し謄本又は抄本と契印すへし
- 前項の規定は登記簿の謄本を他の登記所に移送する場合に之を準用す
- 同 第三十七條 登記簿又は附屬書類の閲覧は登記官吏の面前に於て之を爲さしむへし
- 同 第三十八條 登記を申請するには申請書に其登記を申請するに必要なる事項の外登録税額を記載すへし但登録税法第二條第一項第一號乃至第十七號の記載に付ては課税標準の價格をも記載すへし
- 登録税法第二條第一項第一號乃至第十七號は不動産に關する登記を受くるに必要なる登録税額なるが故に省略す但し産業組合法第六條參照條文を參照すへし
- 同 第三十九條 申請書が數葉に渉るときは申請人は每葉の綴目に契印すへし但登記者又は登記義務者が多數なるときは其一人の契印を以て足る
- 同 第四十七條 登記官吏が申請書を受取りたるときは滞遅なく申請に關する總ての事項を調査すへし
- 同 第五十一條 申請書に記載したる代理人の氏名、住所は登記簿に之を記載することを要せず
- 商業登記取扱手続第五條 受附帳は附録第二十號離形(省略)に依り之を調製すへし
- 同 第六條 法律に依り登記の申請書に捺印すべき者は豫め其印鑑を登記所に提出すへし改印を爲したるとき亦同し但登記の申請に付き委任に因る代理を爲す者は此限に在らず
- 同 第七條 印鑑は附録第二十一號離形に依り之を調製すへし

附録第六號 (用紙厚紙五寸横一寸)

何郡市何町村何地 氏 名 何年何月生

- (注意) 會社の代表者なるときは氏名の肩に會社の營業所の所在地、社の商號並に代表者の資格を記載すへし
- 同 第九條 登記の爲め當事者の提出したる申請書其他の書面にして登記所に保存すへきものは之に登記簿の冊數及び其丁數を記載し登記簿の區別に従ひ提出年月日の順序を追ひて編綴すへし
- 同 第十條 登記簿若しくは附屬書類の閲覧又は登記簿の謄本若しくは抄本の交付を請求する者は申請書を提出すへし
- 同 第十一條 登記簿又は附屬書類の閲覧を請求する場合に於ては申請書に左の事項を記載し申請人署名捺印すへし但附屬書類の閲覧を請求する場合に於ては申請書に利害の關係を説明するに足るべき事由を記載し又は之に其關係を説明するに足るべき書面を添附すへし
 - 一 登記簿の種類
 - 二 閲覧せんとする登記事項
 - 三 登記所の表示
 - 四 年月日
- 同 第十二條 登記簿の謄本又は抄本の交付を請求する場合に於ては申請書に左の事項を記載し申請人署名捺印すへし
 - 一 登記簿の種類
 - 二 謄本又は抄本の交付を請求する登記事項
 - 三 手数料の金額
 - 四 登記所の表示
 - 五 年月日
- 登記簿の抄本の交付を請求する場合に於ては申請書に前項に掲げたる事項の外抄本の交付を請求する部分をも記載すへし
- 同 第十三條 登記事項に変更なきこと又は或事項の登記なきことの證明を請求するものは申請書二通を提出すへし前項の 請書には證明を請求する事項及び年月日を記載し申請人署名捺印すへし

産業組合登記取扱手続

登記官吏は申請書の一通に證明文を付し年月日を記載して署名捺印し且登記所の印を押捺して之を申請人に交付すべし

同 第十四條 登記の申請は申請人又は其代理人登記所に出頭して之を爲すべし

同 第十五條 登記官吏が申請書を受取りたるときは受附帳に登記の目的申請人の氏名(會社が申請人なるときは其商號)、受附の年月日及び受附番號を記載し申請書は受附の年月日及び受附番號を記載すべし

同 第十六條 申請書其他の書面の受領證には受附の年月日及び受附番號を記載すべし

同 第十七條 登記官吏は受附番號の順序に従ひて登記を爲すべし

同 第十八條 登記を爲すには登記用紙中相當欄に登記事項及び登記の年月日を記載し登記官吏捺印すべし

同 第十九條 登記用紙中或欄に登記事項を記載することなくして登記を完了したるときは其空欄に朱線を交叉すべし但後日登記することあるべき事項の爲め設けたる欄に付ては此限に在らず

同 第二十條 登記用紙中或欄に登記事項を記載したる場合に於て同欄内に餘白あるときは其餘白に朱線を交叉すべし

同 第二十一條 變更欄に登記を爲したるときは其左側に縦線を劃して餘白と分界すべし

同 第二十二條 變更の登記又は登記の更正を爲したるときは變更又は更正したる登記事項を朱抹すべし

同 第二十三條 非訟事件手続法第四百四十八條既出の規定に依り登記の更正の登記ありたるときは登記用紙中變更欄に其登記を爲すべし

同 第二十四條 登記用紙中或欄が登記を爲すへき餘白なきに至りたるときは新用紙中登記番號の左側に其番號の第二なること並に前用紙の編號せる登記簿の冊數、丁數及び其繼續用紙なることを記載し且前用紙中登記番號の左側に第一の文字並に新用紙を編號せる登記簿の冊數、丁數及び之に繼續する旨を記載すべし

同 第二十五條 前用紙中他の欄に餘白あるときは其欄に登記すべき事項に付ては仍ほ之に登記を爲すべし

同 第二十六條 前二項の規定は第三以下の繼續用紙を設くる場合に之を準用す

同 第二十七條 金銭其他の物の數量年月日及び番號を記載するには壹貳參拾の字を用ゆべし

同 第二十八條 文字は之を改竄することを得ず若し訂正、挿入又は削除を爲したるときは其字數を欄外に記載し又は文字の前後に括弧を附し之に捺印し其削除に係る文字は尙ほ讀得べき爲り字體を存すべし

同 第二十九條 登記の公告は登記を爲したる登記所の名を以て之を爲すべし

同 第三十條 登記官吏が前項の請求を受けたるときは附録第二十二號難形(省略)に依り登記濟證を交付すべし

同 第三十一條 登記官吏が前項の請求を受けたるときは附録第二十二號難形(省略)に依り登記濟證を交付すべし

同 第三十二條 登記簿の請求を受けたるときは附録第二十二號難形(省略)に依り登記濟證を交付すべし

同 第三十三條 登記簿の請求を受けたるときは附録第二十二號難形(省略)に依り登記濟證を交付すべし

同 第三十四條 登記簿の請求を受けたるときは附録第二十二號難形(省略)に依り登記濟證を交付すべし

同 第三十五條 登記簿の請求を受けたときは乙登記所は登記簿の謄本に依り登記簿に登記を移すべし

同 第三十六條 登記簿に登記を移すには登記用紙中登記番號欄に其登記簿に於ける登記の順序を追ひて新なる番號を記載し其左側に前登記管轄の表示を爲し前登記番號も記載し豫備欄に管轄變更に因り轉入したる旨及び其年月日を記載し登記官吏捺印すべし

同 第三十七條 會社の商號は商號登記簿に登記することを要せず

同 第三十八條 會社が其本店又は支店を登記所の管轄外に移轉したる場合に於て移轉の登記を爲したるときは其登記用紙を閉鎖すべし

同 第三十九條 前項の規定は登記所の管轄内に本店又は他の支店ある場合には之を適用せず

同 第四十條 登記の申請書に添附したる書類の原本の還付を請求する場合には申請人は其原本と共に原

産業組合登記取扱手続

一〇七

本に相違なき旨を記載したる謄本を添附すべし

登記官更が書類の原本を選付するときは其謄本に原本選付の旨を記載して捺印すべし

附 則

受附番號は明治三十三年分に限り十二月三十一日に止むべし

紙數表紙ヲ除キ 地方裁判所長 枚	産業組合登記簿 區裁判所
------------------------	-----------------

附錄第一號

産業組合登記簿

區裁判所

紙數表紙ヲ除キ
枚

地方裁判所長

更 變		備 豫			第 一 號							
更	變	備	豫	丁	六	五	四	三	二	一	登 記 日 月 年	
					額 口 出 月 可 設 四 三 二 一	額 口 資 日 可 設 目 事 組 名	金 一 年 許 的 務 織 稱	所 所 所 稱	所 所 所 稱	所 所 所 稱	所 所 所 稱	所 所 所 稱
					九	八	七					登 記 日 月 年
					住 名 ノ 監 住 名 ノ 理 法 ノ 拂 出	所 名 ノ 氏 事 所 名 ノ 氏 事 方 達 資	所 所 所 稱					所 所 所 稱
												所 所 所 稱

部					部				
				産業組合登記簿登記簿 ノ名称ノ册数ノ丁数 登記番號 備考					産業組合登記簿登記簿 ノ名称ノ册数ノ丁数 登記番號 備考

附録第二號
 産業組合登記見出帳
 區裁判所

紙數表紙ヲ除キ 枚
 地方裁判所長

附録第三號
 「何何」組合員登記簿
 區裁判所

(一丙ノ朱書)

●産業組合登記を取扱ふ登記所の件明治三十三年
司法省令第二十四號

産業組合に關する登記の事務は商業登記を取扱ふ登記所に於てのみ之を取扱はしむ

●無限責任信用組合模範定款農商務省(明治三十三年十二
農務局調査)月官報五三二六號

第一章 總 則

第一條 本組合は組合員に産業に必要な資金を貸付し及び貯金の便宜を得せしむるを以て目的と爲す

第二條 本組合は無限責任何信用組合と稱す

第三條 本組合の組織は無限責任とす

第四條 本組合の區域は何縣何郡何村とす

第五條 本組合の事務所は之を何縣何郡何村何番地に置く

第六條 組合員たる者は本組合の區域内に住居し且獨立の生計を營む者に限る

第七條 組合員は他の信用組合に加入することを得ず

第八條 本組合の存立時期は三十箇年とす

第九條 組合員は其拂込済出資額に應じ組合財産に對する權利を有す

第二章 出資及び準備金

第十條 出資一回の金額は金十圓とす

第十一條 出資の第一回拂込金額は金一圓とす

第十二條 第一回拂込後は剰餘金より拂込に充つるもの、外組合員は左の各號の一に依り出資の拂込を爲すことを得

一 出資各口に付き毎月末金二十錢以上拂込むこと

二 出資各口に付き毎年一月末及び六月末金一圓以上宛拂込むこと

三 第一回拂込後一箇年以内に全額を拂込むこと

第十三條 組合員其出資の拂込を怠りたるときは期日後一日に付き其拂込むべき金額の百分の一に當たる過怠金を徴收す

第十四條 準備金の額は出資總額の一倍半とし其額に達する迄毎事業年度の剰餘金の

四分の一を積立るものとす但總會の決議に依り積立の割合を増加することを得

第十五條 加入金、過怠金及び第五十二條に依り一部の拂戻を爲したる持分の殘額は之を準備金に繰入るものとす

第十六條 剰餘金か準備金に積立つべき金額及び組合員に配當又は分配すべき金額を

控除して尙ほ殘餘あるときは特別積立金として之を積立つるものとす

第十七條 特別積立金は損失填補に充つるの外總會の決議に依り之を臨時の支出に使用することを得

第十八條 準備金及び特別積立金は組合員に貸付し、總會の承認を経たる銀行若は一個人に預け入れ又は之を以て國債證券を買入るゝの外他に之を利用することを得ず

第三章 組合の機關

第十九條 本組合に理事三名、監事一名を置く

理事は組合長一名を互選す

第二十條 理事の任期は三箇年とし監事の任期は一箇年とす但再選を妨げず

補闕選舉に依り就任したる理事又は監事は前任者の任期を繼承す

第二十一條 辭任其他の事由に依り理事又は監事に闕員を生じたるときは通常總會を

俟つこと能はざる場合に限り臨時總會に於て補闕選舉を爲すものとす

總會が理事又は監事の解任を議決したるときは同時に其補闕選舉を爲すことを要す

第二十二條 總會は通常總會及臨時總會の二種とす

通常總會は毎年一回一月之を開く

臨時總會は左の場合に於て之を開く

一 理事が必要と認めたる時

二 監事が産業組合法第三十四條に依り必要と認めたる時

三 總組合員五分の一以上より會議の目的及び其招集の理由を示して請求したるとき

第二十三條 總會の招集は少くとも五日前に書面を以て組合員に之を通知することを

要す

前項の通知書には招集者之に記名することを要す

第二十四條 總會は總組合員の半数以上出席するに非ざれば開會することを得ず

第二十五條 總會の議長は組合長之に當たる組合長事故あるときは理事の一人之に代

る但總會に於て必要と認めるときは出席組合員中より之を互選することを得

第二十六條 組合員は五人以上を代理して議決權を行ふことを得ず

第二十七條 總會の決議録は理事之を作り議長及び監事之に記名捺印することを要す

第二十八條 總會の議事に關する細則は總會に於て之を定む

第二十九條 本組合に信用評定委員三名を置き通常總會に於て組合員中より之を選任

す

信用評定委員の任期は一箇年とす但再選を妨げず

第三十條 信用評定委員は總會の決議に依り何時にても解任することを得

信用評定委員の選任及び解任の決議は理事及び監事の例に依る

第三十一條 信用評定委員は一月及び七月定會を開き組合員各自の信用を評定し信用

程度表を作成す

信用程度表は理事之を保管し役員以外の者の閱覽を許さざるものとす

第三十二條 理事、監事及び信用評定委員は名譽職とす

理事、監事及び信用評定委員は正當の事由なくして辭任することを得ず

第三十三條 本組合に書記何名を置き理事之を任免す

書記は理事及び監事の命を受けて庶務に従事す

第四章 事業の執行

第三十四條 本組合の事業年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る

第三十五條 組合員が貸付を請求したるときは理事は信用程度表及び貸付金の用途を調査して其金額を定むるものとす

第三十六條 理事貸付を爲す場合に於ては組合員をして保證を立てしめ又は擔保を供せしむることを要す

第三十七條 貸付金の辨済期限は一箇年以内に於て之を定む但特別の事由あるものに付ては之を三箇年以内と爲すことを得

第三十八條 組合員が貸付金の辨済を怠りたるるときは遅延利息は貸付金の利率に依る

第三十九條 理事は貸付金使用の實況を監査し貸付の目的に反するものありと認むるときは組合員に對し期限前と雖も辨済を爲さしむることを得

第四十條 貯金は一回金一錢以上とす
貯金の利息は六箇月毎に之を元本に組込むものとす

第四十一條 貸付金及び貯金の利率は左の制限内に於て理事便宜之を定む
一 貸付金に在りては年一割二分以下
二 貯金に在りては年八分以下

第四十二條 理事は組合に餘裕金あるときは總會の承認を経たる銀行又は一個人に之を預入るゝことを得

第四十三條 事業執行に關する細則は理事之を定む
第五章 剩餘金分配及び損失分擔

第四十四條 剩餘金は準備金に積立つべき金額を控除したる後に非されば之を組合員

に配當又は分配することを得す

剩餘金の配當又は分配の率は年五分以下とす

第四十五條 損失の填補は先づ特別積立金を以て次に準備金を以てす

第四十六條 組合財産が組合の債務を完済するに足らざるるときは組合員は出資額に應じ損失を分擔するものとす脱退したる組合員に付き亦同し

第六章 加入及び脱退

第四十七條 新に組合員たらんとする者は申込書に加入金五十錢を添へ理事に差出すことを要す

理事前項の申込書を受けたるときは書面を以て總組合員の同意を求むることを要す
總組合員の同意ありたるときは理事其旨加入者に通知し第一回の拂込を爲さしめたる後組合員名簿に記載を爲すことを要す

第四十八條 組合員持分を譲渡さんとする場合に於て譲受人が組合員なるときは總會の決議を以て之を承諾し組合員に非ざる者なるときは前條の規定を準用す

第四十九條 組合員脱退せんとするときは少くとも其事業年度末十箇月前に其旨を理事に豫告することを要す

第五十條 死亡に因り脱退したる組合員の相続人が直ちに組合員たらんとするときは加入金を差出すことを要す

第五十一條 組合員左の事由の一に當るときは總會の決議に依り之を除名す
一 出資の拂込、貸付金の辨済又は利息の拂込を怠り期限後一箇月以内に其義務を

履行せざるべき

二 組合の事業を妨ぐるの所爲ありたるべき
 三 犯罪其他の所爲に依り信用を失ひたるべき
 第五十二條 組合員脱退の場合に於ける持分の拂戻は拂込済出資額に止るものとす但死亡、禁治産其他總會に於て止むことを得ざるものと認めたる事由に依り脱退したる組合員には持分の全部を拂戻するものとす

第七章 組合の解散

第五十三條 本組合解散したるときは理事其清算人と爲る

第八章 附則

第五十四條 本組合設立當時の理事、監事及び信用評定委員を定むること左の如し但第一回通常總會に於て之を改選す

理事	何	某
理事	何	某
理事	何	某
監事	何	某
信用評定委員	何	某
信用評定委員	何	某
信用評定委員	何	某

●有限責任購買組合模範定款農商務省(明治三十三年十二月)農務局調査(日一官報第五三二六號)

第一章 總則

第一條 本組合は農事及び生計に必要な物を購買して之を組合員に賣却するを以て目的と爲す
 第二條 本組合は有限責任何何購買組合と稱す
 第三條 本組合の組織は有限責任とす
 第四條 本組合の區域は何縣何郡何村及び何村とす
 第五條 本組合の事務所は之を何縣何郡何村何番地に置く
 第六條 組合員たる者は本組合の區域内に住居し且獨立の生計を營む者に限る
 第七條 本組合の存立時期は二十箇年とす
 第八條 組合財産に對する組合員の權利は特別積立金に付きては組合より購買したる物品の價額其他の財産に付きては拂込済出資額に應ずるものとす

第二章 出資及び準備金

第九條 出資一口の金額は金十五圓とす
 第十條 出資の第一回拂込金額は一口に付金一圓五十錢とす
 第十一條 第一回の拂込後は剩餘金より拂込に充つるもの、外組合員は左の各號の一に依り出資の拂込を爲すことを得

- 一 出資各口に付き毎月末金三十錢以上拂込むこと
 - 二 出資各口に付き毎年一月末及び六月末金一圓五十錢以上宛を拂込むこと
 - 三 第一回拂込後一箇年以内に全額を拂込むこと
- 第十二條 組合員其出資の拂込を怠りたるときは期日後一日に付き其拂込むべき金額の百分の一に當たる過怠金を徴收す
- 第十三條 準備金の額は出資總額と同額とし其額に達する迄毎事業年度の剩餘金の四分の一を積立つるものとす
- 第十四條 加入金、過怠金及び第四十八條に依り一部の拂戻を爲したる持分の殘額は之を準備金に繰入るものとす
- 第十五條 剩餘金か準備金に積立つべき金額及び組合員に配當又は分配すべき金額を控除して尙ほ殘餘あるときは之を特別配當金及特別積立金となすものとす
- 第十六條 特別積立金は損失填補に充つるの外總會の決議に依り之を臨時の支出に使用することを得
- 第十七條 準備金及び特別積立金は總會の承認を経たる銀行若は一個人に預入れ又は之を以て國債證券を買入るゝの外他に之を利用することを得す
- 第三章 組合の機關
- 第十八條 本組合に理事及び監事各三名を置く
理事は組合長一名を互選す
- 第十九條 理事の任期は三箇年とし監事の任期は一箇年とす但再選を妨げず

補闕選舉に依り就任したる理事又は監事は前任者の任期を繼承す

第二十條 辭任其他の事由に依り理事又は監事に闕員を生したるときは通常總會を俟つこと能はざる場合に限り臨時總會に於て補闕選舉を爲すものとす
總會か理事又は監事の解任を議決したるときは同時に其補闕選舉を爲すことを要す

第二十一條 總會は通常總會及び臨時總會の二種とす
通常總會は毎年一回一月之を開く

臨時總會は左の場合に於て之を開く

- 一 理事が必要と認めたるとき
- 二 監事か産業組合法第三十四條に依り必要と認めたるとき
- 三 總組合員五分の一以上より會議の目的及び其招集の理由を示して請求したるとき

第二十二條 總會の招集は少くとも五日前に書面を以て組合員に之を通知することを要す

前項の通知書には招集者之に記名することを要す

第二十三條 總會は總組合員の半数以上出席するに非されは開會することを得す

第二十四條 總會の議長は組合長之に當たる組合長事故あるときは理事の一人之に代る但總會に於て必要と認めるときは出席組合員中より之を互選することを得

第二十五條 總會の決議録は理事之を作り議長及び監事之に記名捺印することを要す

第二十六條 總會の議事に關する細則は總會に於て之を定む

第二十七條 理事及び監事は名譽職とす

理事及び監事正當の事由なくして辭任することを得す

第二十八條 本組合に書記何名を置き理事之を任命す

書記は理事及び監事の命を承けて庶務に従事す

第二十九條 理事は總會の決議を経て特別の技能ある者を協議員と爲すことを得

第四章 事業の執行

第三十條 本組合の事業年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る

第三十一條 本組合に於て取扱ふ物品左の如し

一 肥料、種苗、農具、家畜蠶種

二 鹽、油、紙

三 其他總會の決議を経たる物品

第三十二條 理事は組合員の需要を調査し又は其注文に應じ取扱物品を便宜購買する

ものとす

第三十三條 組合員に賣却する物品の代價は市價に依る

第三十四條 理事は必要あるときは時期を指定して組合員に注文物品の見積代金の一

部を提供せしむることを得

第三十五條 組合員組合より物品引渡の通知を受けたるときは遲滞なく之を引取るこ

とを要す

第三十六條 組合員は物品引取と同時に其代金を仕拂ふことを要す但止むことを得

る事由あるときは六箇月を超へざる期間代金支拂の延期を請求することを得

前項但書の場合に於ては利息を附するものとす其利率は理事之を定む

第三十七條 理事代金支拂の延期を承諾する場合に於て必要ありと認むるときは組合

員をして保證人を立てしむることを得

第三十八條 理事は組合に餘裕金あるときは總會の承認を経たる銀行若は一個人に之

を預入ることを得

第三十九條 事業執行に關する細則は理事之を定む

第五章 剰餘金分配及び損失填補

第四十條 剰餘金は準備金に積立つべき金額を控除したる後に非されは之を組合員

に配當又は分配することを得す

剰餘金の配當又は分配は組合員の持分に應ずるものとす

前項の配當又は分配の率は年四分以下とす

第四十一條 特別配當金は組合員が其事業年度内に購買したる物品の價額に應じて之

を配當す但其金額は第十五條の剰餘金の十分の七とす

第四十二條 損失の填補は先づ特別積立金を以てし次に準備金を以てす

第六章 加入及び脱退

第四十三條 新に組合員たらしむる者は申込書に加入金五十錢を添へ理事に差出す

ことを要す

理事前項の申込を承認したる時は其旨加入者に通知し第一回の拂込を爲さしめたる

後組合員名簿に記載を爲すことを要す

第四十四條 組合員持分を譲渡せんとするときは總會の承諾を経ることを要す

持分の譲受人組合員に非ざる者なるときは前條の規定を準用す

第四十五條 組合員脱退せんとするときは少くとも其事業年度末十箇月前に其旨を理事に豫告することを要す

第四十六條 死亡に依り脱退したる組合員の相続人か直ちに組合員たらんとするときは加入金を差出すことを要せず

第四十七條 組合員は左の事由の一に當るときは總會の決議に依り之を除名す

一 出資の拂込及び購買物品の代金の支拂を怠り期限後一箇月以内に其義務を履行せざるとき

二 組合より購買したる物品を轉賣したるとき

三 組合の事業を妨ぐるの所爲ありたるるとき

四 犯罪其他の所爲に依り信用を失ひたるるとき

第四十八條 組合員脱退の場合に於ける持分の拂戻は其拂込済出資額に止るものとす

但死亡、禁治産其他總會に於て止むことを得ざるものと認めたる事由に因り脱退したる組合員には持分の全部を拂戻するものとす

第七章 組合の解散

第四十九條 本組合解散したるときは理事其清算人と爲る

第八章 附則

第五十條 本組合設立當時の理事及び監事を定むること左の如し但第一回通常總會に於て之を改選す

理事 理事 理事 理事 理事

何 何 何 何 何

某 某 某 某 某

監事 監事 監事 監事 監事

何 何 何 何 何

某 某 某 某 某

有限責任販賣組合模範定款農商務省明治三十四年十一月
農務局調査(三十日官報五五二四號)

第一章 總則

第一條 本組合は組合員の委託を受け其生産したる農産物を販賣するを以て目的と爲す

第二條 本組合は有限責任何販賣組合と稱す

第三條 本組合の組織は有限責任とす

第四條 本組合の區域は何縣何郡何村、何村、何村及び何町とす

第五條 本組合の事務所は之を何縣何郡何町何番地に置く

有限責任販賣組合模範定款

第六條 組合員たる者は本組合の区域内に住居し且獨立の生計を營む者に限る
第七條 組合財産に對する組合員の權利義務は特別積立金に付きては販賣したる物品の價額、其他の財産に付きては拂込濟出資額に應ずるものとす

第二章 出資及び準備金

第八條 出資一口の金額は金二十圓とす

第九條 出資の第一回拂込金額は一口に付き金三圓とす

第一回拂込後は剩餘金より拂込に充つるもの、外出資各口に付き毎年二月末及び八月末金二圓以上宛拂込むものとす

第十條 組合員其出資の拂込を怠りたるときは期日後一日に付き其拂込むべき金額の百分の一に當たる過怠金を徴收す

第十一條 準備金の額は出資總額と同額とし其額に達する迄毎學業年度の剩餘金の二分の一を積立つるものとす

第十二條 加入金、過怠金及第五十一條に依り一部の拂戻を爲したる持分の殘額は之を準備金に繰入るものとす

第十三條 剩餘金か準備金に積立つべき金額及び組合員に配當又は分配すべき金額を控除して尙ほ殘餘あるときは之を特別積立金と爲し損失填補に充つるものとす

第十四條 準備金は總會の承認を経たる銀行若し一個人に預入れ又は之を以て國債證券を買入るゝの外他に之を利用することを得ず

第三章 組合の機關

第十五條 本組合に理事三名、監事二名を置く

理事は組合長一名を互選す

第十六條 理事の任期は三箇年とし監事の任期は一箇年とす但再選を妨げず

補闕選舉に依り就任したる理事又は監事は前任者の任期を繼承す

第十七條 辭任其他の事由に依り理事又は監事に闕員を生したるときは通常總會を俟つこと能はざる場合に限り臨時總會に於て補闕選舉を爲すものとす

總會か理事又は監事の解任を議決したるときは同時に其補闕選舉を爲すことを要す

第十八條 總會は通常總會及び臨時總會の二種とす

通常總會は毎年一回一月之を開く

臨時總會は左の場合に於て之を開く
一 理事が必要と認めたる時
二 監事か産業組合法第三十四條に依り必要と認めたる時
三 總組合員五分の一以上より會議の目的及び其の招集の理由を示して請求したるとき

第十九條 總會の招集は少くとも五日前に書面を以て組合員に之を通知することを要す

前項の通知書には招集者之に記名することを要す

第二十條 總會は總組合員の三分の一以上出席するに非されは開會することを得ず
第二十一條 總會の議長は組合長之に當たる組合長事故あるときは理事の一人之に代

る但總會に於て必要と認むるときは出席組合員中より之を互選することを得

第二十二條 總會の決議録は理事之を作り議長及び監事之に記名捺印することを得

第二十三條 總會の議事に關する細則は總會に於て之を定む

第二十四條 理事の内一名は有給職とし其他の理事及び監事は名譽職とす

理事及監事は正當の事由なくして辭任することを得

第二十五條 本組合に検査人何名を置き總會の承認を経て理事之を任免す

検査人は理事の指揮を承け取扱物品の品等及び數量の査定其他技術上の事務に従事す

第二十六條 本組合に書記何名を置き理事之を任免す

書記は理事及び監事の指揮を承け庶務に従事す

第四章 事業の執行

第二十七條 本組合の事業年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る

第二十八條 本組合に於て取扱ふ物品は米、麥、大豆、菜種及び柑橘とす但總會の決議

に依り他の農産物を取扱ふことを得

第二十九條 組合員は理事の承認を経るに非ざれば組合に委託せずして前條の物品を

賣却することを得

第三十條 理事は適宜の時期に於て各組合員の生産物に付き報告を徴し又は必要な

調査を爲すことを得

第三十一條 組合か組合員より物品を受取りたるるときは其品等及び數量を査定し理事

之を組合員に通知するものとす

品等査定の際の標準は豫め總會の決議を以て之を定む

第三十二條 組合員は其賣却せんとする物品に付き代價又は賣却の時期を指定するこ

とを得

第三十三條 組合員は組合に物品を引渡したる後は何時にても代金の假渡を請求する

ことを得但其額は物品時價の十分の八以内は於て理事之を定む

前項の假渡金に對しては百圓に付三錢五厘以内に於て理事の定めたる日歩を拂ふこ

とを要す

第三十四條 本組合は組合員に拂渡すべき物品の代金に付き總會の定めたる歩合金を

收納す

第三十五條 一箇月中に販賣したる物品の代金は現金を受取りたる否とに拘らず毎

月末各品等に付き之を計算し組合員か委託したる物品の數量に應じて之を配分する

ものとす

假渡を受けたる組合員に付きては前項の場合に於て差引計算を爲すものとす

第三十六條 物品受取當月中に賣却すること能はざりし物品に付きては其後に賣却し

たる同品等物品の代金中より先づ其代金を配分するものとす

第三十七條 受取物品中組合に於て調製、俵裝其他特殊の勞費を加へたるものに付き

ては別に手数料を徴し代金配分の時之を差引くものとす

前項の手数料の率は總會の承認を経て理事之を定む

第三十八條 本組合は何停車場附近に倉庫を置く

第三十九條 物品受取後の危険は組合の負擔とす

第四十條 組合に餘裕金あるときは總會の承認を経たる銀行に之を預入るゝものとす

第四十一條 左に掲げたる事項は總會の決議を経るに非ざれば之を行ふことを得ず

一 不動産の取得、讓渡及び其他の處分

二 訴訟行為

第四十二條 事業執行に關する細則は理事之を定む

第五章 剩餘金分配及び損失填補

第四十三條 剩餘金は準備金に積立つべき金額を控除したる後に非ざれば之を組合員に配當又は分配することを得ず

前項の配當又は分配は各組合員の拂込済出資額に應し年五分以下とす

第四十四條 損失の填補は先づ特別積立金を以てし次に準備金を以てす

第六章 加入及び脱退

第四十五條 新に組合員たらんとする者は申込書に加入金を添へ理事に差出すことを要す

理事前項の申込を承認したるときは其旨加入者に通知し出資の第一回の拂込を爲さしめたる後組合員名簿に記載を爲すことを要す

第四十六條 第一年度の加入金は一口に付き金二十錢とし以後は毎年通常總會に於て組合財産の増減に應し其額を定む

第四十七條 組合員持分を讓渡せんとするときは理事の承諾を経ることを要す

持分の讓受人組合員に非ざる者なるときは加入金及び出資の拂込を爲さしめざるの外第四十五條の規定を準用す

第四十八條 組合員脱退せんとするときは少くとも其事業年度末六箇月前に其旨を理事に豫告することを要す

第四十九條 死亡に依り脱退したる組合員の相續人か直ちに加入の手續を爲したるときは組合は被相續人に對する持分の拂戻計算を爲さずして之を被相續人と同一の權利を有し義務を負ふ者と看做す此場合に於ては加入金を差出すことを要せず

第五十條 組合員左の事由の一に當たるときは總會の決議に依り之を除名す

一 出資の拂込を怠り期限後一箇月以内に其義務を履行せざるとき

二 自己の生産したるものに非ざる物品の販賣を委託したるとき

三 第二十九條の規定に違背して物品を賣却したるとき

四 組合の事業を妨ぐる所爲ありたるとき

五 犯罪其他の所爲に因り信用を失ひたるとき

第五十一條 組合員脱退の場合に於ける持分の拂戻は其拂込済出資額に止まるものとす但死亡、禁治産其他總會に於て止むことを得ざるものと認めたる事由に因り脱退したる組合員には持分の全部を拂戻するものとす

第七章 解散

第五十二條 本組合解散したるときは理事其清算人と爲る

第八章 附 則

第五十三條 本組合設立當時の理事及監事を定むること左の如し但第一回通常總會に於て之を改選す

理 事	何
理 事	何
監 事	何
理 事	某
理 事	某
監 事	某

●無限責任生産組合模範定款農商務省(明治三十四年十一月三)農務局調査(十日官報第五二四號)

第一章 總 則

- 第一條 本組合は蠶室蠶具消毒器、繭乾燥室及び繭貯藏庫を備へ之を組合員に使用せしむるを以て目的と爲す
- 第二條 本組合は無限責任何何生産組合と稱す
- 第三條 本組合の組織は無限責任とす
- 第四條 本組合の區域は何縣何郡何村とす
- 第五條 本組合の事務所は之を何縣何郡何村何番地に置く
- 第六條 組合員たる者は本組合の區域内に住居し且獨立の生計を營む者に限る
- 第七條 組合財産に對する組合員の權利は拂込済出資額に應ずるものとす

第二章 出資及び準備金

- 第八條 出資一口の金額は金二十五圓とす
- 第九條 出資の第一回拂込金額は一口に付き金五圓とす但新に加入する者に付きては現在組合員の拂込済出資額と同額とす
- 第十條 第一回拂込後は剩餘金より拂込に充つるもの、外組合員は出資各口に付き毎年八月中に金五圓を拂込むことを要す
- 第十一條 組合員其出資の拂込を怠りたるときは期日後一日に付き其拂込むべき金額の百分の一に當りたる過怠金を徴收す
- 第十二條 準備金の額は出資總額と同額とし其額に達する迄毎事業年度の剩餘金の四分の一を積立つるものとす
- 第十三條 加入金、過怠金及び第四十五條に依りて拂戻を爲したる持分の殘額は之を準備金に繰入るものとす
- 第十四條 剩餘金より準備金に積立つべき金額を控除したる殘額の少くとも二分の一は特別積立金として之を積立つるものとす
- 特別積立金は組合の事業に必要な設備費の消却及び總會の決議に依る臨時の支出に使用するものとす
- 第十五條 準備金及び特別積立金は總會の承諾を経たる銀行若は一個人に預入れ又は之を以て國債證券を買入るゝの外他に之を利用することを得ず

第三章 組合の機關

第十六條 本組合に理事三名、監事一名を置く

理事は組合長一名を互選す

第十七條 理事の任期は三箇年とし監事の任期は一箇年とす但再選を妨げず

補闕選舉に依り就任したる理事又は監事は前任者の任期を繼承す

總會が理事又は監事の改任を議決したるときは同時に其補闕選舉を爲すことを要す

第十八條 辭任其他の事由に依り理事又は監事に缺員を生じたるときは通常總會を俟

つこと能はざる場合に限り臨時總會に於て補闕選舉を爲すものとす

第十九條 總會は通常總會及び臨時總會の二種とす

通常總會は毎年一回一月之を開く

臨時總會は左の場合に於て之を開く

一 理事が必要と認めたるるとき

二 監事が産業組合法第三十四條に依り必要と認めたるるとき

三 總組合員五分の一以上より會議の目的及び招集の理由を示して請求したるとき

第二十條 總會の招集は少くとも五日前に書面を以て組合員に之を通知することを要す

す

前項の通知書には招集者之に記名することを要す

第二十一條 總會は總組合員の半數以上出席するに非されは開會することを得ず

第二十二條 總會の議長は組合長之に當たる組合長事故あるときは理事の一人之に代

る但總會に於て必要と認めるときは出席組合員中より之を互選することを得

第二十三條 組合員は五人以上を代理して議決権を行ふことを得ず

第二十四條 總會の決議録は理事之を作り議長及び監事之に記名捺印することを要す

第二十五條 總會の議事に關する細則は總會に於て之を定む

第二十六條 理事及び監事は名譽職とす

理事及び監事は正當の事由なくして辭任することを得ず

第二十七條 理事は總會の決議を経て技術員を任用することを得

第二十八條 本組合に書記二名を置き理事之を任免す

書記は理事及び監事の命を承けて庶務に従事す

第四章 事業の執行

第二十九條 本組合の事業年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る

第三十條 消毒器、乾燥室又は貯藏庫を使用せんとするときは組合員は使用の期日

及び時間を記載して理事に申出ることを要す但消毒器を使用せんとするときは蠶室

の面積並蠶具の數、乾燥室又は貯藏庫を使用せんとするときは繭の數量を附記する

ことを要す

理事は前項の申出に依り各組合員の使用の期日及び時間を定めて豫め之を通知する

ことを要す

第三十一條 組合員は出資一口毎に一事業年度内乾燥室を使用して生繭二十貫迄を乾

燥し及び貯藏庫を使用して乾繭七貫迄を貯藏することを得

第三十二條 組合員消毒器、乾燥室又は貯藏庫を使用したるときは其使用料を支拂

ことを要す

消毒器附屬の藥品に付きては別に實費を支拂ふことを要す

第三十三條 前條の使用料及び實費は使用を終りたる後一箇月以内に之を支拂ふことを要す

組合員前項の支拂を怠りたるときは期日後一日に付き其支拂ふべき金額の千分の三に當たる過怠金を徴收す

第三十四條 組合に餘裕金あるときは總會の承認を経たる銀行若しくは一個人に之を預入るゝものとす

第三十五條 事業執行に關する細則は理事之を定む但使用料に關する規定は總會の承認を経ることを要す

第五章 剩餘金分配及び損失分擔

第三十六條 剩餘金は準備金及び特別積立金に積立つべき金額を控除したる後に非されは之を組合員に配當又は分配することを得す

前項の配當又は分配は各組合員の出資額に應じ年五分以下とす

第三十七條 組合財産が組合の債務を完済するに足らざるときは組合員は出資額に應じ損失を分擔するものとす脱退したる組合員の損失分擔の割合亦同し

第六章 加入及び脱退

第三十八條 新に組合員たらんとする者は毎年一月乃至三月中に加入申込書を理事に差出すことを要す

第三十九條 新に加入したる組合員は加入金を差出すことを要す

加入金の額は前事業年度末に於ける各組合員の出資に對する持分額より其拂込濟出資額を控除したる額に依り出資一口毎に之を定む

第四十條 理事加入申込書を受けたるときは書面を以て總組合員の同意を求むることを要す

總組合員の同意ありたるときは理事は其旨加入者に通知し出資及び加入金の拂込を爲さしめたる後組合員名簿に記載を爲すことを要す

理事は豫め定めたる利息の支拂を約せしめて二箇年以内前項の拂込の延期を許諾することを得但出資金額十圓加入金額五圓に滿たざるときは此限に在らず

第四十一條 組合員其の持分を譲渡せんとする者ある場合には理事は譲受人が組合員なるときは總會の決議を経て之を承諾し譲受人が組合員に非ざるときは書面を以て總組合員の同意を求め其同意ありたる後直ちに其旨譲渡人及び譲受人に通知し且つ組合員名簿に記載を爲すことを要す

第四十二條 組合員脱退せんとするときは少くとも其事業年度末十箇月前に其旨理事に豫告することを要す

第四十三條 死亡に依り脱退したる組合員の相続人が直ちに加入の手續を爲したるときは組合は被相続人に對する持分の拂戻計算を爲さずして之を被相続人と同一の權利を有し義務を負ふものと看做す此場合は於ては加入金を差出すことを要せず

第四十四條 組合員左の事由の一に當たるときは總會の決議に依り之を除名す

一 出資、加入金の拂込又は使用料實費の支拂を怠り期限後一箇月以内に其義務を履行せざる時

二 組合の事業を妨ぐる所爲ありたる時

三 犯罪其他の所爲に依り信用を失ひたる時

第四十五條 組合員脱退の場合に於ける持分の拂戻は其拂込済出資額に止るものとす

第七章 組合の解散
第四十六條 本組合解散したるときは理事其清算人と爲る

第八章 附則
第四十七條 本組合設立當時の理事及び監事を定むること左の如し但第一回通常總會に於て之を改選す

理事	何
理事	何
理事	何
理事	何
監事	某某某

行政 産業組合法摘要 畢

明治三十五年四月十九日印刷
明治三十五年四月廿二日發行

著 者 月 田 藤 三 郎

東京市赤阪區一ツ木町六十六番地

發 行 者 田 山 宗 堯

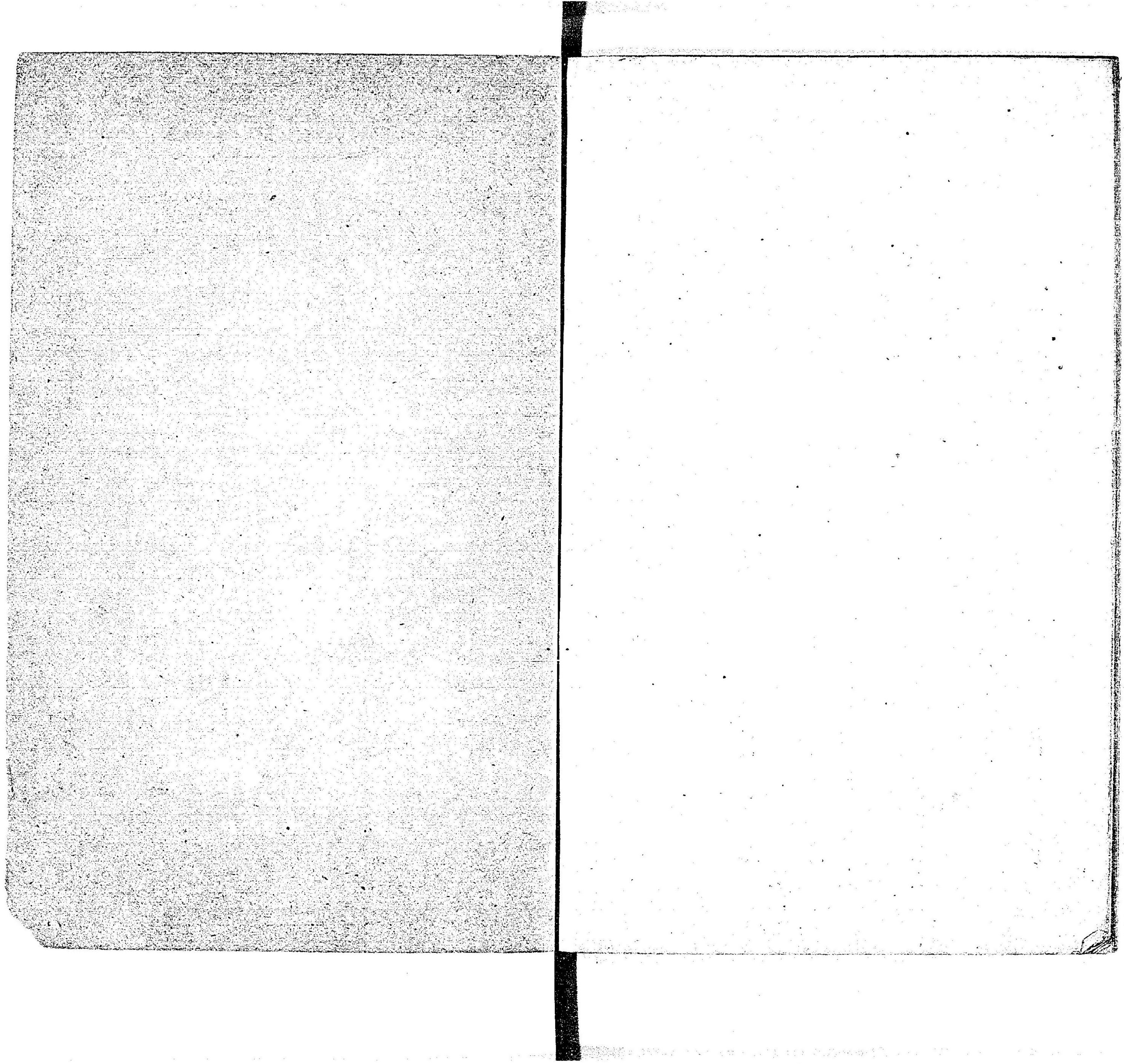
東京市日本橋區數寄屋町一番地

印 刷 者 吉 田 章 五 郎

東京市神田區柳原河岸十七號地

東京市日本橋區數寄屋町一番地

發 行 所 警 眼 社



221
263

